

総 括 調 査 票

令和 3 年 9 月公表分（14 事案）

【 目 次 】

		頁
(11)	[文 部 科 学 省] いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）	1
(12)	[文 部 科 学 省] 研究施設の運営の効率化	4
(18)	[厚 生 労 働 省] 介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況	6
(22)	[農 林 水 産 省] 海岸事業（海岸保全施設の維持管理） [国 土 交 通 省]	10
(27)	[国 土 交 通 省] 都市公園・緑地等事業	12
(28)	[国 土 交 通 省] 防災情報提供のあり方	15
(29)	[国 土 交 通 省] 道路事業の事業評価	18
(30)	[国 土 交 通 省] 事業者向けドライブレコーダー等の情報活用	22
(31)	[国 土 交 通 省] 空港着陸料のネットワーク割引	25
(32)	[国 土 交 通 省] 出入国の円滑化に係るシステム等	28
(34)	[防 衛 省] 退職予定自衛官に係る就職援護事業	31
(37)	[各 府 省] 携帯電話等に係る経費	33
(38)	[各 府 省] 業務用車に係る経費	35
(39)	[各 府 省] 議事録等作成業務に係る経費	37

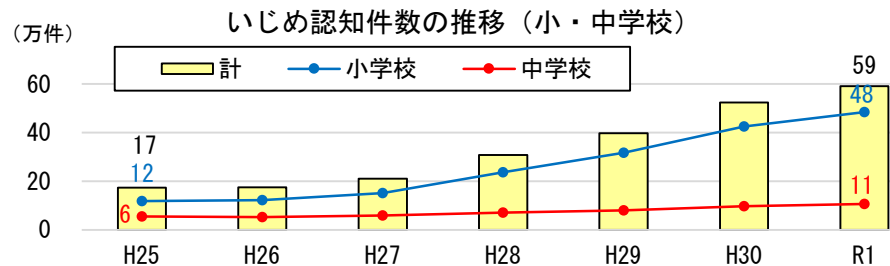
総 括 調 査 票

調査事案名	(11) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）			調査対象 予 算 額	令和2年度：7,091百万円の内数 （参考 令和3年度：7,483百万円の内数）		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	初等中等教育振興費	調査主体	共同
組織	文部科学本省			目	教育支援体制整備事業費補助金	取りまとめ財務局	(中国財務局)

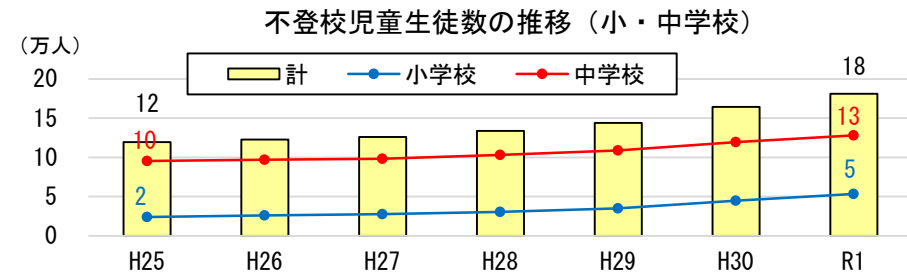
①調査事案の概要

【事案の概要】

いじめや不登校等の未然防止・早期発見・早期対応を行うために、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等の教育相談体制を整備し、生徒指導上の諸課題への対応に向けた取組を推進している。



※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。



【スクールカウンセラー（SC）等活用事業】

- ・ 補助割合 : 国1/3（都道府県・政令指定都市2/3）
- ・ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ・ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等
- ・ 求められる能力 : 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）



- ・ 配置 : 全公立小中学校に対する配置（27,500校）
- ・ 重点配置 : いじめ・不登校対策のための重点配置 : 1,000校
 - 教育支援センターの機能強化 : 250か所
 - 虐待対策のための重点配置 : 1,200校
 - 貧困対策のための重点配置 : 1,400校
 - スーパーバイザーの配置 : 90人

【スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業】

- ・ 補助割合 : 国1/3（都道府県・政令指定都市・中核市2/3）
- ・ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ・ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等
- ・ 求められる能力 : 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）



- ・ 配置 : 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）
- ・ 重点配置 : いじめ・不登校対策のための重点配置 : 1,000校
 - 教育支援センターの機能強化 : 250か所
 - 虐待対策のための重点配置 : 1,500校
 - 貧困対策のための重点配置 : 1,400校
 - スーパーバイザーの配置 : 90人

総括調査票

調査事案名 (11) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）

②調査の視点

【調査対象年度】
令和2年度

【調査対象先数】
都道府県・政令指定都市等：114先
（うち有効回答数112先）

1. SC、SSW等の配置について

・SC、SSW等の配置に係る効果検証を行っているか。

2. SC、SSW等の重点配置について

・SC、SSW等の定量的な指標等を設定の上、重点配置を申請しているか。
・重点配置に係る効果検証を行っているか。

③調査結果及びその分析

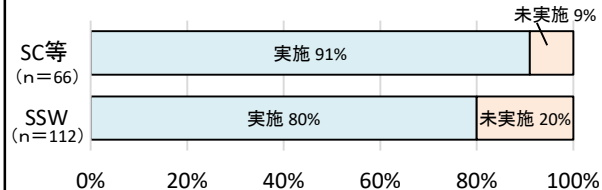
1. SC、SSW等の配置について

・SC等は全公立小中学校に配置（27,500校）、SSWは全中学校区に配置（10,000校区）しているところであるが、配置に係る効果検証（支援件数や解決・好転率等）を行っている自治体の割合は、SC等は91%、SSWは80%であった。

【図1】

・一方、効果検証を行っていない自治体も一定数存在し、実施していない理由として「予算や地域規模等に応じて配置」といった配置の固定化や「どのような指標で効果検証を行うか分からない」といったノウハウ不足等、効果検証の必要性の認識が定着していないことが要因と考えられる回答が見られた。【表1】

【図1】SC・SSW等の配置に係る効果検証の実施状況



【表1】効果検証を行っていない消極的な理由

消極的な理由
予算や地域規模等に応じて配置しているため
どのような指標で効果検証を行うか分からないため
効果検証等を行う基準を設定していないため
SSWの雇用が当面の間1名体制であるため

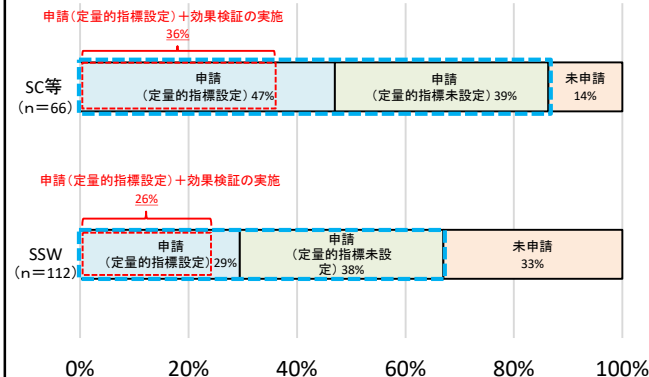
2. SC、SSW等の重点配置について

・SC、SSW等の重点配置を申請している自治体の割合については、SC等は86%、SSWは67%であり、そのうち定量的な指標等を設定の上、申請している自治体は、SC等は47%、SSWは29%であった。【図2】

・また、重点配置に係る定量的な指標等を設定の上申請し、効果検証を実施している自治体の割合は、SC等で36%、SSWで26%と低水準となっており、必ずしもエビデンスに基づいた効果的・効率的な重点配置はなされていない。

【図2】【表2】

【図2】重点配置の申請・効果検証の実施状況



【表2】重点配置に係る定量的な申請指標・効果検証指標の設定の事例

指標	事例
申請	・前年度の要保護・準要保護児童生徒数が学校的全児童生徒数の25%以上の学校を指定
	・中学校における不登校出現率が4.5%を超える市町村を指定
	・児童生徒数700名以上の小中学校を指定
効果検証	・重点配置校と重点配置校以外の相談件数の状況や解決及び解決好転数の状況と比較して検証
	・不登校児童生徒数の重点配置校と重点配置校以外の経年変化検証
	・不登校に関する児童生徒への支援件数、関係機関(教育支援センター等)との連携件数及び解決・好転率

④今後の改善点・検討の方向性

1. SC、SSW等の配置について

・文部科学省は、SC、SSW等の配置について、自治体に定量的な指標例を示し、効果検証に実効性を持たせ、配置が効果的・効率的となるような仕組みにすべき。また、効果検証を行っていない自治体の申請が、単に例年どおりの申請となっていないか検証を行うべき。

2. SC、SSW等の重点配置について

・文部科学省は、SC、SSW等の重点配置について、各自治体の参考となるよう定量的な指標（申請・効果検証）等を検討し、例示すべき。

・また、重点配置の申請について、自治体が配置目的に係る定量的な指標を設定し、効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な重点配置に繋がる仕組みにすべき。

総括調査票

調査事業名 (11) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）

②調査の視点

3. 教職員との役割分担について

・教職員との役割分担を明確にしているか。
・役割分担を明確化することで、教職員の負担軽減に資するのではないか。

4. SC等の資質向上について

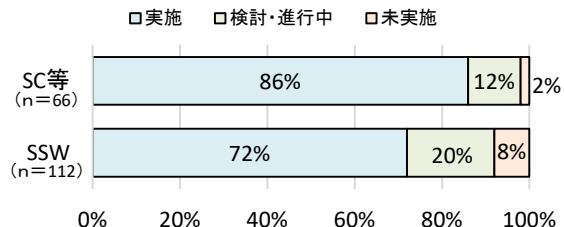
・SC及びSCに準ずる者をそれぞれ活用する上での課題はあるか。
・課題に対する効果的な対応は何か。

③調査結果及びその分析

3. 教職員との役割分担について

・SC、SSW等と教職員の役割分担を明確にしている自治体（SC等・教職員間：86%、SSW・教職員間：72%）では、教職員の負担の軽減につながった事例として「専門家が関係機関との連絡・調整の役割を担うことで教職員の負担が軽減された」、「専門家が専門的医療機関の受診を勧める等の保護者等説明を実施することで教職員の負担が軽減された」があった。【表3】
・一方、SC、SSW等と教職員の役割分担を明確にしていない自治体と、検討・進行中の自治体の割合は、SC等・教職員間で14%、SSW・教職員間で28%あった。【図3】

【図3】教職員との役割分担を明確にしている自治体の割合



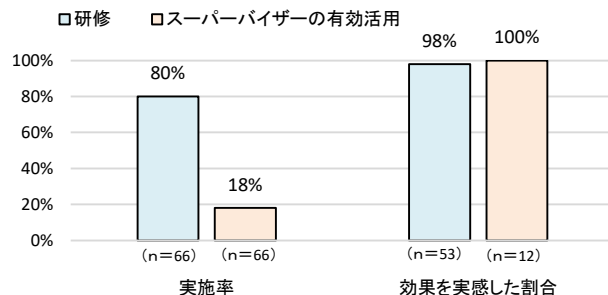
【表3】役割分担による教職員の負担軽減に繋げた事例

役割の明確化	軽減される教職員の負担
・専門家が関係機関との連絡・調整	・教職員が「どの機関へ」、「どの情報」を提供すべきか検討する負担 ・実際に関係機関に連絡する負担
・専門家が、保護者等に対して児童生徒の専門的医療機関の受診等調整	・専門的知識を有しない教職員が保護者等に対して、専門的医療機関を勧めること及び保護者から理解を得られる説明を行う負担

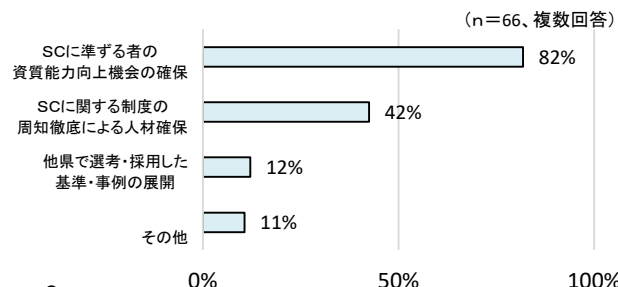
4. SC等の資質向上について

・問題の複雑化・多様化等により、SC等の資質向上が課題と回答している自治体が100%であった。また、当該課題への対応として「研修の実施」、「スーパーバイザー（※）の有効活用」と回答しており、そのうち「効果的である」と回答した自治体の割合はともに高水準となっている。【図4】
・SCに準ずる者を今後活用するに当たっては、特に「SCに準ずる者の資質能力向上機会の確保」が必要であると求めている自治体の割合が82%と高かった。【図5】
（※）スーパーバイザーとは、都道府県内の全てのSC等に対して助言等を行ったり、更なる専門的資質の向上を支援することができる者。

【図4】SC等の資質向上における課題への対応・効果



【図5】SCに準ずる者を今後活用する場合の検討すべき事項



④今後の改善点・検討の方向性

3. 教職員との役割分担について

・文部科学省は、専門家と教職員の役割分担を明確にしていない自治体、検討・進行中の自治体に対して、より教職員の負担軽減に資するように、教職員とSC、SSW等が担うべき業務を明確化した取組事例の展開等を行うべき。

4. SC等の資質向上について

・各自自治体において、SC等の資質向上が課題と認識されているとおり、現在配置されているSC等の資質の向上は最重要事項であり、文部科学省は、引き続き各自自治体で効果的な研修が実施されるよう取り組むべき。

・また、SCに準ずる者を今後活用していく上で、文部科学省において、SCに準ずる者の優良活用事例を展開していくとともに、現在配置されているスーパーバイザーを更に活用するよう周知・徹底すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名	(12) 研究施設の運営の効率化			調査対象 予算額	令和2年度：52,535百万円の内数 ほか (参考 令和3年度：54,838百万円の内数)		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	研究振興費 ほか	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	特定先端大型研究施設運営費等補助金 ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事業の概要】

世界を先導する学術研究・産業利用成果の創出等を通じて、研究力強化や生産性向上に貢献するとともに、国際競争力の強化につなげるため、世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を進めている。

一方で、これらの大型研究施設の運営費は施設の高度化などに伴い増加傾向にあることから、運営費の内容を精査し、施設運営の課題を改善することが必要となる。

【参考】

電気料金は、契約電力に基づいて計算される「基本料金」と使用電力量に応じて計算される「電力量料金」によって構成されており、これらについては、共同調達の実施などによるスケールメリットを生かし、電気料金を安価にするといった効率的な調達を行った例※がある。

※ 平成28年4月から電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。これにより契約相手が決まっていた低圧電力の競争入札が可能になったことから、平成29年度から、九州大学において一般競争入札を実施。平成30年度は、九州電力管内の国立大学法人及び高等専門学校を対象を拡大し、一般競争入札による共同調達を実施し、総額約2億円の削減を行った。

【大型研究施設の例】



スーパーコンピュータ「富岳」
出典：理化学研究所ホームページ



大強度陽子加速器施設「J-PARC」
出典：J-PARCセンターホームページ



大型放射光施設「SPring-8」
X線自由電子レーザー施設「SACLA」
出典：理化学研究所ホームページ

総 括 調 査 票

調査事案名 (12) 研究施設の運営の効率化

②調査の視点

大型研究施設の運営費について

大型研究施設の運営費（電気料金、保守費等の基礎的な経費）の内容を精査し、より効率的な執行ができないか確認する必要がある。

③調査結果及びその分析

大型研究施設の運営費について

(1) 電力の契約に係る効率化について

・九州大学の事例では、運営機関を越えた複数施設による共同調達を通じて契約規模が大きくなると、スケールメリットにより割引率が上昇した。同様に調査対象の大型研究施設のうち、契約規模が数千万円のA、B施設においては、3か年の複数年契約（令和2～4年度）の共同調達を行ったことから、基本料金単価が前年度に比べて約4割削減されたことが確認された。

・ただし、各大型研究施設の電力契約や市場環境を精査したところ、一定の契約規模に達すると割引率は頭打ちとなり、また、新電力の応札が困難となるなど契約先が限られ競争性が阻害されるおそれがあることも確認された。

・具体的には、九州大学の入札状況によると、契約規模が単年度で10億円程度であれば、割引率と競争性が確保できると考えられる。一方で、本調査対象の多くの大型研究施設の場合、契約規模は数十億円であることから、共同調達を行うと契約規模が過大となりかえって割高となる可能性があることには留意が必要と考えられる。

※ 契約額＝基本料金（契約電力×基本料金単価）＋電力量料金（使用予定電力量×電力量料金単価）

(2) 保守サービスの契約に係る効率化について

・電力以外の共同調達を実施している例として、エレベーターの管理について、平成27年度から、つくば地区（放射線管理区域外）において運営機関を越えた複数施設による共同調達を行った例が存在し、C施設では平成26年度と比べ約8割の管理費が削減された。

・調査対象の大型研究施設に対してアンケート調査を実施したところ、保守サービスの共同調達を検討したことがないと回答した施設が、9施設中6施設あった。【表】

【表】保守サービスの共同調達の実施状況

	他施設との共同調達を実施した実績はあるか。	左記でないと回答した施設において、共同調達を検討したことはあるか。
ある	2施設	1施設
ない	7施設	6施設

※保守サービス：清掃、警備、エレベーター管理等

④今後の改善点・検討の方向性

大型研究施設の運営費について

電力の契約に当たり、契約額が一定の規模を超えない場合には、運営機関を越えた複数施設による共同調達を積極的に検討すべき。

契約規模が過大となり共同調達が有利とならない場合についても、法人の会計規程を踏まえ、複数年契約を含めた様々な効率的な契約手法を検討すべきではないか。

また、保守サービスの契約に当たっても、大幅な費用削減例があることも踏まえ、運営機関を越えた複数施設による共同調達を検討すべき。

【調査対象年度】

平成26年度～令和2年度

【調査対象先数】

大型研究施設：5機関9施設

総 括 調 査 票

調査事案名	(18) 介護給付適正化計画及び給付費適正化 主要5事業の実施状況			調査対象 予算額	令和元年度 194,119百万円の内数 ほか (参考：令和3年度 190,634百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	高齢者日常生活支援等推進費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	地域支援事業交付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【介護給付適正化計画の成り立ち】

- 介護給付適正化計画（以下「適正化計画」という。）は、平成20年に都道府県と保険者（市町村）が介護給付費の適正化に資する事業（以下「適正化事業」という。）に戦略的に一体となって取り組むため、まず、都道府県が取り組む適正化事業の考え方や目標を計画として策定することとされたものである（平成20年度から計画期間3～4年で策定）。平成27年度からは、介護給付費に直接関わる介護サービス量の見込み等を定める「介護保険事業（支援）計画」（以下「事業計画」という。）の策定に合わせて計画期間3年で策定することとなった。
- 平成29年の「介護保険法」改正により、都道府県と同様に市町村においても、市町村が取り組む適正化事業の考え方や目標を計画として策定することとされた。
- 平成30年には、都道府県・市町村の各々の事業計画において、適正化事業の実施状況を記載することが「介護保険法」上に位置付けられた。

【給付費適正化主要5事業の成り立ち】

- 厚生労働省は、適正化計画の着実な実施を求め、「介護給付適正化計画」に関する指針を適正化計画の開始年の前年に定めており、同指針において、適正化事業のうち重要な事業（以下「適正化主要5事業」という。）を適正化計画に記載して実施することとしている。

【調査概要】

- 本調査では、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）の指摘を踏まえ、適正化計画の位置付けの検証、適正化主要5事業の実施状況等と評価、一人当たり給付費の地域差の分析を行い、実効的な適正化計画の策定につなげるための調査を実施する。

【参考1】適正化主要5事業とその内容

要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援相談員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村等職員が訪問又は書面での審査により点検するもの
ケアプラン点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者から提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行うもの。
住宅改修・福祉用具実態調査	(住宅改修) 居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行うもの。 (福祉用具) 福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検するもの。
医療情報との突合・縦覧点検	後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の確認を行うことや受給者ごとに複数月にわたる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行うもの。
介護給付費通知	利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知を行うもの。

【参考2】経済財政運営と改革の基本方針2021（抄）

一人当たりの介護費の地域差縮減に寄与する観点から、都道府県単位の介護給付費適正化計画の在り方の見直しを含めたパッケージを国として示し、市町村別にその評価指標に基づき取組状況を見える化する。また、調整交付金の活用方策について、第8期介護保険事業計画期間における取組状況も踏まえつつ、引き続き地方団体等と議論を継続する。

【参考3】地域支援事業の事業内容

○地域支援事業の事業内容

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2)包括的支援事業・任意事業

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
- ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

② 任意事業

- i) 社会保険の充実
 - ii) 認知症施策の推進
 - iii) 在宅医療・介護連携の推進
 - iv) 地域ケア会議の実施
 - v) 生活支援コーディネーター等の配置
- 介護給付等費用適正化事業 家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

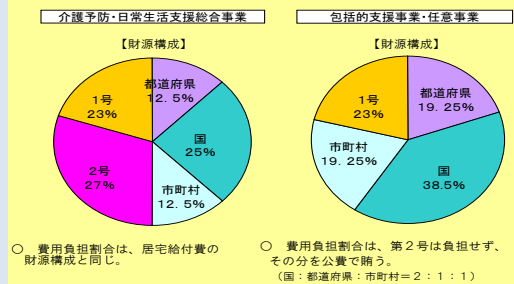
市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

(財源構成の割合は第7期以降の割合)



総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況

②調査の視点

【調査対象年度】
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】
厚生労働省：1先
※厚生労働省保有データ等を基に調査を実施

1. 適正化計画の位置付けの検証

- 適正化計画の位置付けは、医療費適正化計画と比較してどのようなものになっているか。

③調査結果及びその分析

1. 適正化計画の位置付けの検証

【適正化計画の位置付け】

- 医療分野の医療費適正化計画と比較すると、介護の適正化計画は、策定周期に関しては保険料水準と連動する介護報酬改定と同じ3年に1回の周期となっていることは負担面の連動の観点から合理的であると考えられる一方、計画策定の目的については、医療と比較すると過度な費用増大を防ぐ観点や効率化の観点は乏しいと考えられる。

【表1】

- その背景として、介護の適正化に向けた動きは、平成16年に介護給付費の不正請求等が増加した際に「介護給付適正化推進運動」として国・都道府県・市町村が連携して適正化に取り組むこととなったのが契機であったことが理由として考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 適正化計画の位置付けの検証

- 介護給付費が増大して負担が重くなっていく中で、医療費適正化計画と併せて、介護の適正化計画においても過度な費用増大を防ぎ、効率的なサービス提供を図ることを重視していくべきではないか。
- 介護の適正化計画の見直しに合わせて、適正化主要5事業を分析し、事業内容の見直しを行うべきではないか。
(注) 厚生労働省への聞き取りによると、適正化主要5事業は介護給付適正化に資する主な事業を適正化主要5事業として規定しているとのことであり、平成20年の適正化計画の開始以降、見直しは行われていない。

【表1】介護給付適正化計画と医療費適正化計画との違い

	計画策定主体	策定周期	計画策定の目的	評価結果の公表等	策定手続き
介護給付適正化計画	都道府県・市町村	3年 (介護報酬改定周期と同様)	<p>●介護給付適正化計画(出所:「介護給付適正化計画」に関する指針) 介護給付適正化(※)の戦略的な取組を促進する。 (※)介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと (参考)介護保険事業(支援)計画(出所:介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針) 地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにする。(=介護保険事業の円滑な実施確保)</p>	事業(支援)計画に関する評価結果について 公表するよう努める	市町村介護保険事業計画 ⇒ 都道府県に意見聴取等
医療費適正化計画	国・都道府県	6年	<p>●医療費適正化計画(出所:医療費適正化に関する施策についての基本的な方針) 国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくこと(=医療費適正化)</p>	年度(計画最終年度を除く。)ごとに都道府県医療費適正化計画の進捗状況、実績評価を公表するよう努めるものとする。全国については、 いずれも公表するものとする	都道府県計画 ⇒関係市町村に協議 保険者協議会が結成されている都道府県においては、 保険者協議会に協議
まとめ	—	介護は、報酬改定(給付)と保険料改定(負担)の周期が財政均衡の観点から一致	介護の定義上では、単に「受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促す」としているが、医療では、適切なサービス提供を、過度な費用増大を防ぎ、効率的に提供するとしている	介護は公表を求めているが、医療は全国計画の進捗状況の公表を規定	介護は意見の聴取にとどまっていますが、医療は協議を規定

総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況

②調査の視点

2. 適正化主要5事業が、どの程度実施されているか。

- 適正化主要5事業がそれぞれの程度保険者により実施され、どの程度の効果が出ているか。
- 実施の程度が低調な事業におけるその要因は何か。

保連への委託で事業を実施している。自前で行うより委託コストは安価であり、保険者の事務軽減の観点からも積極的に取り組んでいる状況が見られる。

- 他方、厚生労働省の調べによると、適正化主要5事業を実施しなかった（できなかった）要因として、費用対効果の問題、保険者の平常業務が多忙であることや、人員不足等が挙げられる。例えば、【表4】のとおり、ケアプラン点検等については、1件当たり実施コスト（財務省試算）が1件当たり効果額を上回っており、【表5】のとおり、実施件数が10件以下の保険者が実施団体数の3割程度を占めている。

③調査結果及びその分析

2. 適正化主要5事業が、どの程度実施されているか。

- 適正化主要5事業については、平成20年の段階で「3年後（平成22年）には、全ての保険者が実施していることを目標とする施策」として位置付けられたにもかかわらず、その実施状況を見ると、【表2】のとおり、ほとんどの保険者がいずれかの事業を実施しているなか、事業別にみると8割の保険者の実施にとどまる事業も見られる。
- このうち、「医療情報との突合、縦覧点検」は実施率が96.7%（3か年平均）と高く、その効果額も1,120百万円（3か年平均）と最も大きくなっている。
- その要因として、これらは国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託により実施が可能なおものであり、【表3】のとおり、当該事業実施の保険者の約9割が国

【表2】適正化主要5事業の効果額と事業毎実施状況

	(単位:上段 効果額(千円)、下段 実施団体数とその割合)		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定の適正化	1,390 91.6%	1,479 94.1%	1,480 94.2%
ケアプラン点検	257,527	64,009	123,643
	1,090 71.9%	1,268 80.7%	1,330 84.7%
住宅改修・福祉用具実態調査	8,095	6,443	5,306
	1,236 81.5%	1,245 79.2%	1,274 81.1%
うち住宅改修	1,136 74.9%	1,022 65.1%	1,063 67.7%
うち福祉用具(購入)	745 49.1%	800 50.9%	808 51.4%
うち福祉用具(貸与)	435 28.7%	439 27.9%	445 28.3%
医療情報との突合、縦覧点検	976,365	1,077,843	1,306,567
	1,436 94.7%	1,531 97.5%	1,540 98.0%
うち医療情報との突合	1,351 89.1%	1,482 94.3%	1,489 94.8%
うち縦覧点検	1,409 92.9%	1,510 96.1%	1,522 96.9%
介護給付費通知	837	2,033	1,400
	1,140 75.1%	1,236 78.7%	1,247 79.4%

※1 全団体数は、1,571。ただし、平成29年度は、1,517。

※2 実施団体数には、実施件数が1件以上または1月以上実施した団体を集計している。

※3 要介護認定の適正化については、直営化分を含む。

※4 実施団体数には、実施予定であったが、事業の対象(点検すべき住宅改修等)がなかった場合を含む。

【表3】医療情報との突合等の国保連への委託状況

	(単位:委託実施団体数/割合)		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療情報との突合	1,130 83.6%	1,330 89.7%	1,325 89.0%
縦覧点検	1,291 91.6%	1,416 93.8%	1,423 93.5%

※ 委託実施団体数には、業務の一部を委託した場合を含む。

【表4】ケアプラン点検等の1件当たりの実施コスト(試算)と効果額の比較

	(単位:円)	
	令和元年度	効果額
	実施コスト(試算)	
ケアプラン点検	929	399
住宅改修・福祉用具実態調査	929	18

※1 ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具実態調査ともに、1件当たりの処理時間を1時間と仮定。

※2 人件費単価は、統計調査員手当等を参考に算出。

【表5】適正化主要5事業の事業毎実施状況(実施件数10件以下)

	(単位:実施団体数)		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定の適正化	37 4.3%	60 6.0%	51 5.1%
ケアプラン点検	295 27.1%	343 27.1%	342 25.7%
住宅改修・福祉用具実態調査	317 25.6%	330 26.5%	335 26.3%
医療情報との突合、縦覧点検			
医療情報との突合	122 9.0%	173 11.7%	144 9.7%
縦覧点検	15 1.1%	26 1.7%	24 1.6%
介護給付費通知	329 28.9%	356 28.8%	355 28.5%

※1 要介護認定の適正化については、直営化している保険者を除く。

※2 介護給付費通知については、実施月数が12月未満の団体を集計。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 適正化主要5事業が、どの程度実施されているか。

- 事業実施により過度な費用発生を防ぐ効果が大きい事業（医療情報との突合など）については、全ての保険者で実施するよう義務化を検討するべき。
- 実施コストの方が大きく効果が少ない事業（ケアプラン点検など）については、少ない費用で実施できるように、取組方法を改善すべき。
- 具体的には、市町村には、事業実施に人員不足等の懸念があることから、市町村同士で共同事業を実施することが考えられる。
- さらに、医療費適正化計画では、都道府県が主体となり計画実施していることを踏まえると、介護分野でも、都道府県がより主体性を持って、これまでの情報提供や研修などにどまることなく、ケアプラン点検などの事業について積極的な支援を盛り込んだ都道府県の適正化計画を策定し、市町村を支援していくべき。

同一都道府県でも市町村の取組にばらつきがある場合には、その解消に向けて都道府県による広域的取組が不可欠であることに留意する必要がある。

総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況

②調査の視点

3. 介護給付費の地域差がどのように生じているか。

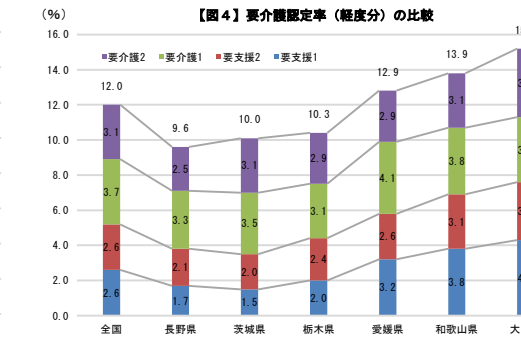
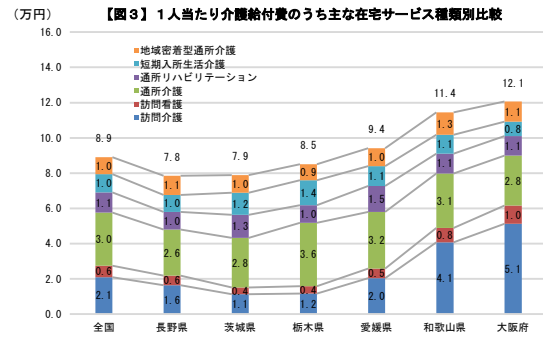
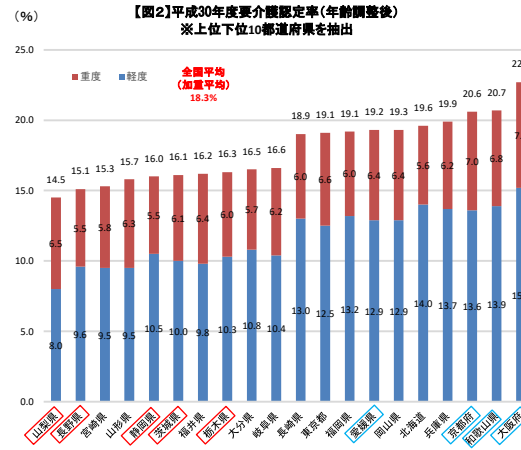
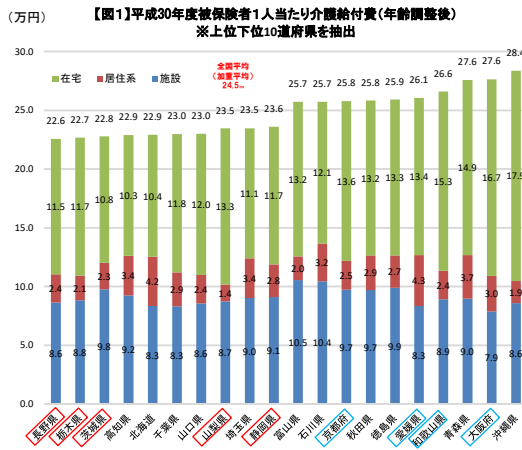
- 1人当たり給付費及び要介護認定率の地域差がどの程度生じているか。
- 地域差が生じている主な介護サービスはどのようなサービスか。

- また、1人当たり介護給付費の比較において、地域差が大きい在宅サービスの内訳を分析すると、【図3】のとおり、訪問介護において最も地域差が大きくなっている。
- 要介護認定率のうち、地域差が大きい要介護度別（軽度分）の内訳を分析すると、【図4】のとおり、要支援1・2の認定率に最も地域差が生じている状況が分かった。
- 地域差の要因を分析して、都道府県・市町村等では是正する方法を検討する必要がある。

③調査結果及びその分析

3. 介護給付費の地域差がどのように生じているか。

- 都道府県ごとの被保険者1人当たり介護給付費（年齢調整後、上位下位それぞれ10道府県、平成30年度）は【図1】のとおり、沖縄県が28.4万円と最も高く、長野県が22.6万円と最も低くなっている。
- また、都道府県ごとの要介護認定率（年齢調整後、上位下位それぞれ10都道府県、平成30年度）は【図2】のとおり、大阪府が22.7%と最も高く、山梨県が14.5%と最も低くなっている。
- 1人当たりの介護給付費と要介護認定率との相関を見ると、1人当たりの介護給付費下位10位のうち、5県が要介護認定率においても下位10位に位置しているのに対し、1人当たりの介護給付費上位10位のうち、4府県が要介護認定率において上位10位に位置しており、要介護認定率の高い地域は、1人当たり介護給付費が高い傾向にある。



④今後の改善点・検討の方向性

3. 介護給付費の地域差がどのように生じているか。

- 1人当たり給付費や要介護認定率等の地域差を是正するためには、市町村のみならず、広域的な都道府県による取組が不可欠である。
- 具体的には、都道府県(担当部局)が、自ら主体的に各種指標のデータ収集や客観的な分析を行い、市町村の適正化事業の進捗状況を含めた対外的な公表を通じて、「見える化」を進めていく必要がある。
こうしたデータ分析等については、都道府県が国保連と連携・協働していくことが考えられる。
- 次期の適正化計画の見直しに合わせて、「見える化」に必要な体制を構築するとともに、得られた分析結果等を活用し、給付費の更なる適正化を進めるよう、都道府県の適正化計画の在り方を見直していくべきではないか。

【出典等】「地域包括ケア「見える化」システム」(厚生労働省)を基に算出(【図1~4】)

総 括 調 査 票

調査事案名	(22) 海岸事業 (海岸保全施設の維持管理)		調査対象 予算額	令和2年度(補正後) : 2,326,739百万円の内数 (臨時・特別の措置を除く) ほか (参考 令和3年度 : 1,607,922百万円の内数)			
府省名	農林水産省 国土交通省	会計	一般会計 東日本大震災復興 特別会計	項	海岸事業費 ほか	調査主体	本省
組織	農林水産本省 水産庁 国土交通本省			目	海岸保全施設整備事業費 ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

平成23年に発生した東日本大震災以降、被災地を中心に海岸保全施設の復旧・復興等にあわせて、操作に従事する者の安全確保の観点等から自動化、遠隔操作化（以下「自動化等」という。）を導入した水門・陸閘（※）等の整備が進んでいるところである。今後、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定される中、限られた時間内に全ての水門・陸閘等に現場作業員が出向いて閉鎖することが困難な場合など引き続き水門・陸閘等の自動化等を効果的に推進するとともに、整備後においても良好な状態が維持できるように適切な維持管理や効率的な運用、計画的な老朽化対策を図る必要がある。

このため、これまで整備した自動化等の妥当性、維持管理費を明らかにし、今後、水門・陸閘等の自動化等を推進するために必要な整備の在り方について検討を行う。

※陸閘：人や車両の通行のために堤防等を切って設けられた海岸への出入り口を閉鎖する門。その門扉が、閉鎖時に堤防としての役割を果たす。

自動化等を導入した水門・陸閘

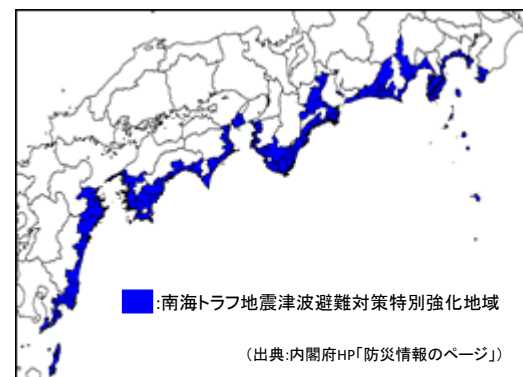
自動化等した陸閘の閉鎖システムの概念図



自動化等した水門及び陸閘



水門・陸閘等の自動化等が必要な地域の例



・津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域。

第5次社会資本整備重点計画

南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率

77% (令和元年度) → 85% (令和7年度)

水門等の統廃合及び自動化等の状況

○全国の水門・陸閘等の統廃合の状況(累計)

	平成23年度まで	令和2年度まで	差
統廃合基数	186	2417	2231

※対象地域は、全国。平成22年度から集計したもの。

○水門・陸閘の自動化等の状況(累計)

	平成23年度まで	令和2年度まで	差
施設数別	24	61	37
基数別	205	779	574
うち水門数	49	194	145
うち陸閘数	156	585	429

※対象地域は、本予算執行調査の対象地域。

総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 海岸事業 (海岸保全施設の維持管理)

②調査の視点

水門・陸閘等の維持管理に係る費用等

自動化等を導入した水門・陸閘等の維持管理費は新たに通信費等のコストがかかるものと推測されるが、現状では費用の実態が明らかになっていない状況である。現在までに自動化等を導入した水門・陸閘等について、維持管理費として施設の運用状況等を調査し、コストに係る課題の分析を行う。

【調査対象年度】

令和2年度以前

【調査対象先数】

東日本大震災の被災地、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震が想定される地域に位置する都道府県、市町村で水門・陸閘等を有する全ての海岸管理者

・調査対象先：担当部局数

都道府県：115部局

市町村：237部局

その他：3部局（一部事務組合等）

・調査対象施設

調査対象地域には水門が約1千基、陸閘が約1万4千基あるが、このうち本調査の対象施設は自動化等を導入した61施設（水門194基、陸閘585基）となる。自動化等を導入した施設は、複数施設を同一のシステムにより、管理しているものがあり、本調査では、同一の管理システムにおいて、管理されている水門・陸閘をまとめて1施設として数えている。

※フラップゲート方式の水門・陸閘等はコスト少額のため調査対象外

③調査結果及びその分析

1. 施設の導入状況と今後の見込み

自動化等を導入した61施設のうち、想定津波到達時間が30分以内の地区を有する施設は38施設（62%）である【表1】。他方、想定津波到達時間が30分以上の施設についても、立地条件や操作員の安全性の確保の観点から、自動化等の導入については問題はなかった。

また、調査対象地域においては、今後、少なくとも約900基程度の水門・陸閘等で自動化等の導入が見込まれている。

2. 水門・陸閘の維持管理費

（1）自動化等の導入を検討する上での課題

自動化等を導入した61施設のうち12施設では導入後の維持管理費を把握していなかった。

一方、把握している49施設のうち33施設では導入後の課題として「維持管理費の増大」を挙げており、導入後に必要となる維持管理に多大なコストを要することが今後の自動化等の導入を躊躇する大きな要因となっているものと考えられる【図1】。

（2）維持管理費が課題となる要因

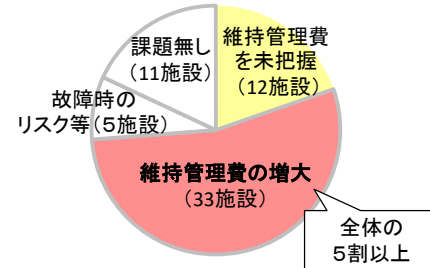
自動化等を導入後の水門・陸閘のみの維持管理費は増加する傾向にあり、中には約2倍（1.94倍）となる例もある【図2】。

また、上記33施設のうち、導入前の検討時と比べて、維持管理費が高くなったとする施設が10施設ある。その原因として、導入後の維持管理費の内訳をみると、定期点検や保守点検の費用が5～6割を占めており、これらの点検費用を考慮した比較が導入前に検討されていないことが大きな要因と考えられる。

【表1】 想定津波到達時間別施設数
(対象61施設)

	想定津波到達時間	
	30分以内	30分以上
施設数	38(62%)	23(38%)

【図1】 自動化等の維持管理費の把握と導入後の課題（対象61施設）



【図2】 自動化等導入前後の水門・陸閘の維持管理費の比較例



④今後の改善点・検討の方向性

1. 自動化等導入の妥当性

自動化等の施設の導入については、想定津波到達時間や立地条件等を踏まえて、水門・陸閘を安全かつ迅速・確実に閉鎖するものとして必要と認められ、妥当と言える。

2. 導入の検討時に考慮すべき項目

維持管理費を課題とする海岸管理者が5割以上を占める中で、維持管理費を把握していない海岸管理者も存在し、潜在的なリスクとして認識されていない恐れもある。また、維持管理費の検討に当たっては、導入前から維持管理費の比較を行っている海岸管理者もいるが、検討不足により必ずしもコスト低減に結びついていないことも明らかとなっている。

自動化等の導入後の維持管理費の増加要因では、保守点検や定期点検が大半を占める状況にあり、導入前の維持管理費の検討に当たってはこれら点検費用についても十分に考慮する必要がある。

3. 総論

今後、水門・陸閘等で自動化等の導入が相当数見込まれていることから、海岸管理者が整備後においてメンテナンスサイクルを確立し良好な状態を維持できるよう、国は、統廃合・常時閉鎖により維持管理コスト等が発生する管理施設の削減を前提としつつ、自動化等が必要な水門・陸閘等を抽出する際の目安をコスト面も踏まえ、提示すべきである。

総 括 調 査 票

調査事業名	(27) 都市公園・緑地等事業			調査対象 予算額	令和2年度(補正後) : 2,341,785百万円の内数 (参考 令和3年度 : 1,485,112百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	社会資本総合整備事業費 ほか	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金	取りまとめ財務局	-

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 良好な都市環境の確保、防災、市民の活動の場の提供、地域活性化等に資するため、国は「都市公園法」に基づき、地方公共団体が整備する都市公園の整備等に要する費用に関して国庫補助を行っている。
- 地方公共団体に対する国庫補助は、社会資本整備総合交付金(8,784億円の内数)及び防災・安全社会資本整備交付金(以下、「防災・安全交付金」という。)(14,634億円の内数)において実施している。公園施設の新設、増設又は改築に係る費用(補助率1/2)、公園用地取得の費用(補助率1/3)を、地方公共団体が策定する社会資本総合整備計画に基づき国庫補助を行っている。
- 都市公園の整備は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において「防災公園の機能確保に関する対策」「都市公園の老朽化対策」の施策に位置付けられ、5か年で重点的かつ集中的に対策を講ずることとされている。これを踏まえ、防災機能の向上と老朽化対策の観点から、公園整備に係る予算執行が効果的・効率的に行われているか検証するため、令和2年度中に国庫補助を受けた地方公共団体に対して調査を実施した。

防災公園の機能確保に関する対策

国土強靱化

概要:地震災害や風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

府省庁名:国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

・機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園

(約160箇所程度)の対策実施率

中長期の目標:100%

本対策による達成年次の前倒し

令和13年度 → 令和9年度

◆5年後(令和7年度)の状況

達成目標:80%

・災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園の機能が充実する。

◆実施主体

・国、都道府県、市区町村



都市公園の老朽化対策

国土強靱化

概要:都市公園において事故を防止しつつ、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、インフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策を進め、予防保全型管理への移行を図る。

府省庁名:国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を着実に実施する。

・インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園(令和元年度時点:約66,000公園)のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合

現状:31%(令和元年度)

中長期の目標:100%

本対策による達成年次の前倒し

令和12年度 → 令和9年度

◆5年後(令和7年度)の状況

達成目標:80%

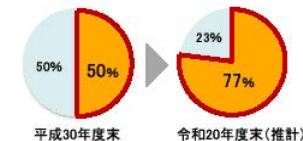
・インフラ長寿命化計画に基づく緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を着実に実施する。

◆実施主体

・国、都道府県、市区町村

<都市公園等の設置経過年数(平成30年度末時点)>

□ 30年未満 □ 30年以上



<緊急対応が必要な施設の例>



<老朽化した園路の改修>



総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 都市公園・緑地等事業

②調査の視点

【調査対象年度】
令和2年度

【調査対象先数】

都市公園：2,925先

(社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により都市公園・緑地等事業を実施した都市公園(公園施設長寿命化対策支援事業により国費100万円(事業費200万円)未満の事業のみを実施した公園を除く))

1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

防災対策の観点から公園整備に係る国庫補助を受けているにも関わらず、防災機能向上の意味を過度に広く捉えて、集客・レクリエーション等が主目的の施設整備が行われていないか。

また、防災対策として国庫補助を受けた公園施設は、実際の災害時に果たす役割が具体的に想定されているか。

③調査結果及びその分析

1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

(1) 整備された公園施設

防災・安全交付金の交付要綱で「防災機能の向上に寄与しないテニスコート、プール等の公園施設の整備を除く」と明示されているにも関わらず、同交付金でテニスコートの整備を対象としている例(2件)が確認された。

また、防災・安全交付金を活用した公園整備は、交付要綱上「防災・安全対策のために特に必要と認められる事業」に限るとされているにも関わらず、そもそも災害時に果たす役割が具体的に想定されていない施設の整備や、種類や規模、仕様から見て、集客・レクリエーション等が主目的と考えられ「防災・安全対策のために特に必要」とは言い難い整備事例が多く確認された。【表1】

【表1】防災機能向上に資するとは言い難い整備事例

整備内容の例	質問「災害時に果たす役割が具体的に想定されているか」への地方公共団体の回答
遊具、健康運動機器(多数)	いいえ はい (回答例:救助活動拠点のテント等の支柱として使用、災害対応関係機関の活動拠点及びヘリポート等に活用)
徒渉池の新設 【補助額:10百万円】	いいえ
サッカー場の大型映像装置・屋根付観客席等の整備 【補助額:175百万円】	はい (大規模災害時に総合的な防災拠点となった際の緊急消防援助隊等集結地の機能強化及び豪雨災害時における広域避難者の安全性確保)

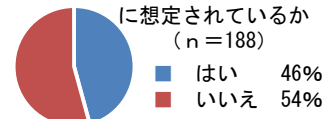
(2) 災害時に果たす役割の想定

防災対策として整備された施設(※)に関し、54%が「災害時に果たす役割が具体的に想定されていない」と回答した。【図1】

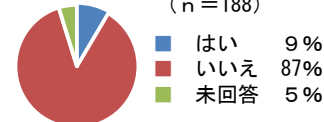
また、当該施設に関し「災害時に活用する際のオペレーションを詳細に定めたマニュアル・文書が存在する」と回答したのは9%に過ぎなかった。【図2】

※ 防災・安全交付金、もしくは社会資本整備総合交付金(「防災公園」の事業要件によるものに限る)による公園施設整備であって、都市公園法施行令第31条における「修景施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」の新設、増設又は改築に係る事業。

【図1】災害時の役割が具体的に想定されているか
(n=188)



【図2】災害時のオペレーションを定めた文書が存在するか
(n=188)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

防災・安全交付金における都市公園整備(及び社会資本整備総合交付金における「防災公園」の事業要件による都市公園整備)に関し、交付金の交付対象を、災害時に果たす役割が明確でかつ真に防災機能向上に資する施設整備に絞った上で、より具体的に要件化するべき。

また、国土交通省は、都市公園整備に係る国庫補助に当たり、交付要綱の遵守を徹底すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 都市公園・緑地等事業

②調査の視点

2. 公園のソフト面の防災対策について

防災対策の観点からハード施設整備に国庫補助を受けている都市公園において、災害時における各施設の明確な位置付けや、公園管理者や関係機関の役割分担等を定めた災害応急体制構築など、有効なソフト面の防災対策が伴っているか。

また、国土交通省は、災害時に防災機能を適切に発揮するための公園の管理運営の基本的考え方（ソフト面の防災対策）などを示した「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」に関して、地方公共団体への周知に努めているところ、理解が実際に進んでいるか。

3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

人口が減少する中で、市街化が今後想定されないような地域の公園において、最近の利用実績や今後の中長期的な利用者見込みなどの定量的なデータに基づく検証を経ないまま、公園施設の老朽化対策（施設更新など）が行われていないか。

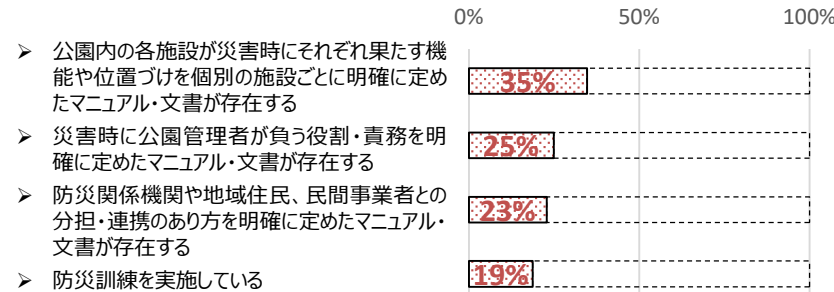
③調査結果及びその分析

2. 公園のソフト面の防災対策について

(1) ソフト面の防災対策

防災対策の観点から施設整備の国庫補助を受けていた公園（※）であるにも関わらず、災害時に実際に防災機能が発揮できるよう有効なソフト面での対策・体制が取られているとは言い難い公園が多い。【図3】

【図3】ソフト面の防災対策の実施状況（n=245）



※ 防災・安全交付金、もしくは社会資本整備総合交付金（「防災公園」の事業要件によるもの）により施設整備を行った公園。

(2) 「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」の理解度

防災対策の観点から施設整備の国庫補助を受けていた公園のうち、同ガイドラインを「十分に理解している」と回答した整備主体（地方公共団体）は10%とわずかだった。また、当該公園において同ガイドラインを具体的に活用したと答えた団体も10%のみであった上、活用しなかった団体のうち36%は、そもそも同ガイドラインの存在を知らなかった。

3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

今後の市街化が想定されていない区域（市街化調整区域及び都市計画区域外）に立地し、既設公園の再整備が行われた公園について、当該公園の最近（過去3年以内）の利用実績を定量的に確認していない例が44%確認された。住区基幹公園（主に徒歩圏内の居住者が日常的に利用する中小規模以下の公園）を除いても、25%が利用実績を把握していなかった。

また、同区域の公園の再整備に当たって、中長期（10年後以降）の利用者見通しを作成している例はほぼなかった（283公園中2件のみ）。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 公園のソフト面の防災対策について

国土交通省は、災害時に実際に公園施設が防災機能を十分に発揮するための具体的なソフト面の要件を策定し、防災対策の観点で公園のハード整備への国庫補助を行う際は、当該ソフト面の要件を満たすことを必須とすべき。

また、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」の内容に関して地方公共団体において理解が進んでいない実態を踏まえ、各自治体の公園管理担当者に対する同ガイドラインの更なる周知・徹底に取り組むべき。

3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

人口が減少する中で、老朽化した既存の公園の必要性を不断に見直す観点から、今後の人口集積が見込まれにくい地域において公園を再整備するに当たっては、一定以上の規模の公園について利用実績の確認や将来見通しの作成を課すなど、定量的な検証を補助要件とすることを検討すべき。

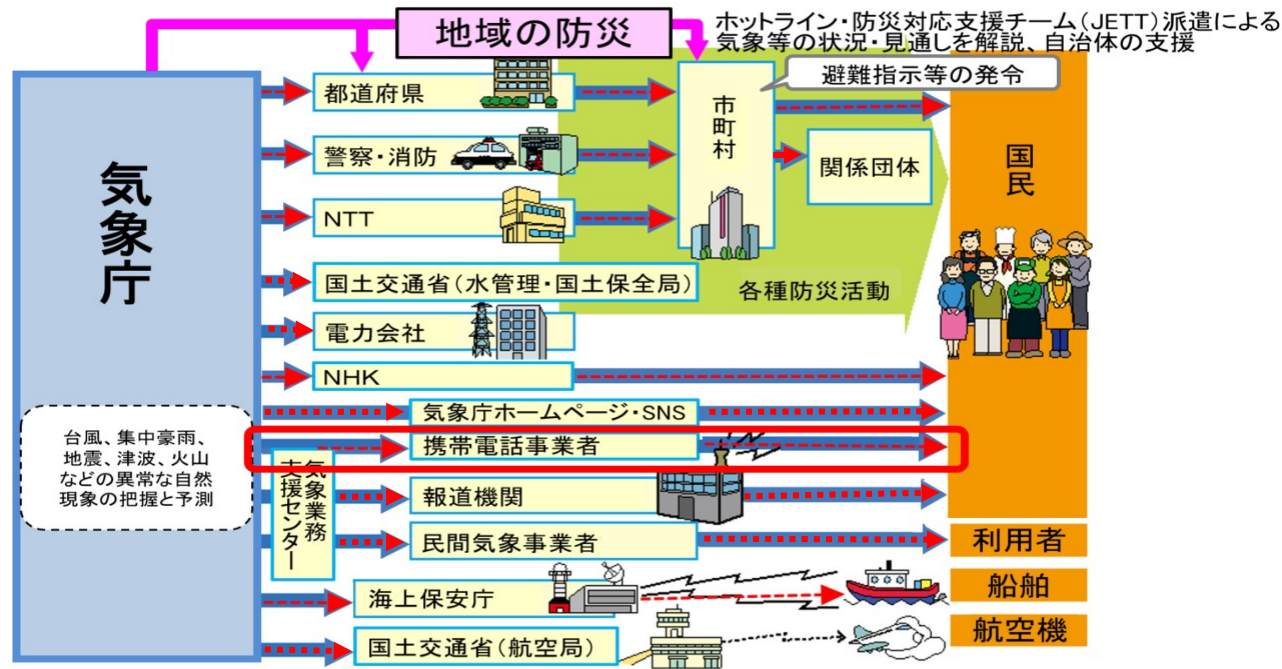
総 括 調 査 票

調査事案名	(28) 防災情報提供のあり方			調査対象 予算額	令和2年度：2,381百万円 (参考 令和3年度：685百万円)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	観測予報等業務費	調査主体	共同
組織	気象庁			目	観測予報庁費ほか	取りまとめ財務局	(東北財務局)

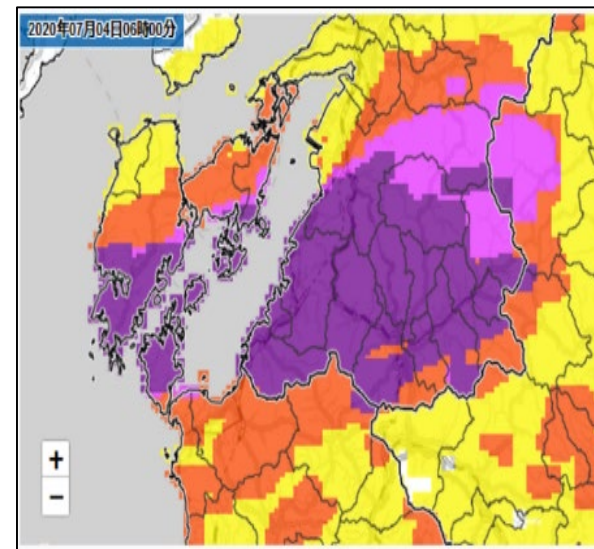
①調査事案の概要

【事案の概要】

- 気象庁は、気象観測データを国内外から収集し、解析・予測を行い、大雨警報などの防災気象情報を、防災関係機関にオンラインで迅速に伝達すると同時に、テレビ、ラジオ等の報道機関や気象庁ホームページなどを通じて広く国民に周知している。また、自治体は、地域の实情に応じて、防災気象情報をもとに必要な避難情報を防災行政無線や広報車の巡回などにより住民に周知している。
- 防災気象情報のうち特別警報は、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表されるもので、平成25年8月から運用を開始している。その後、気象庁は、より多くの方々の迅速な避難行動に繋げることを目的として、気象等に関する特別警報（大雨特別警報等）の緊急速報メールによる配信を平成27年11月から実施している。
※ 特別警報が発表された場合、「気象業務法」により、市町村は住民等への周知が義務付けられている。
- また、国民が自ら避難行動をとる際の判断や自治体において避難が必要な地域の絞り込みに参考となる防災気象情報として、土砂災害などの危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す危険度分布（キキクル）を平成29年7月から気象庁ホームページ等で提供している。



大雨警報（土砂災害）の危険度分布（キキクル）の情報提供画面の例（出典：気象庁ホームページ）



※ - - - - - は特別警報の伝達の流れ、赤枠部分が「気象等に関する特別警報の緊急速報メール」の配信ルート
(気象庁提供資料をもとに作成)

総 括 調 査 票

調査事案名 (28) 防災情報提供のあり方

②調査の視点

1. 防災情報提供のあり方について

近年、激甚化・頻発化する自然災害から国民の命を守るためには、避難行動をとる際の判断に参考となる防災情報を提供し、国民の自主的な避難を促すことが重要である。

国民は、自主的な避難の判断に繋がるための防災情報をどのような手段で入手しているのか。また、自治体はどのような手段を用いて避難情報を提供しているのかなどを調査し、その上で、気象庁が発表している防災気象情報の提供手段について改善の余地がないか。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

アンケート先数：3,598件

(財務局等を通じ、国民の防災情報の入手手段等について、アンケートを実施)

気象庁：1先

2. 自治体の防災力強化について

気象庁は、自治体の防災力強化を図るため、気象防災アドバイザー（自治体の防災の現場で即戦力となる気象防災の専門家）の活用を促しているが、自治体において活用されているか。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

気象庁：1先

③調査結果及びその分析

1. 防災情報提供のあり方について

・ 国民の防災情報の入手先は、テレビが最も多く、全回答者数の約8割を占めていた。また、緊急速報メール、ホームページのほか、アプリやSNSなど多様な手段により情報を入手していることが確認できた。【表1】

・ 自治体による避難情報の提供手段は、Lアラート（災害情報共有システム）（※）が最も多く、約9割の自治体において活用していた。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、登録型防災メールなど自治体は多様な手段を用いて住民に避難情報を提供していることが確認できた。【表2】

※ Lアラート（災害情報共有システム）は、災害発生時に自治体が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を伝達する共通基盤。避難情報や避難所開設情報のほか、気象庁が発する防災気象情報等を主に配信しているもので、平成31年4月には全都道府県において運用を開始している。

・ 近年の避難に関する動きとして、平成31年3月には「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府公表。現在は「避難情報に関するガイドライン」に名称変更）により、災害発生のおそれの高まりに応じて、住民がとるべき行動を5段階に整理した「警戒レベル」が導入され、警戒レベル4までに避難することが必要とされた。警戒レベルの導入にあわせ、防災気象情報についても、各警戒レベルとの対応が整理され、大雨特別警報は警戒レベル5相当と位置付けられていることから、大雨特別警報が発表される前に避難を促すことが重要である。【図1】

また、「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、自治体による個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、避難情報が届きにくい方々の避難のための環境整備も進んでいる。

【図1】警戒レベルの分類（出典：気象庁提供資料）

【表1】国民の防災情報の入手手段（財務局等を通じたアンケート調査をもとに作成）

回答者数：3,598（複数回答可）

入手先	回答数	回答者数に対する割合
テレビ	2,920	81.2%
緊急速報メール※	2,334	64.9%
民間事業者HP等	1,256	34.9%
公的機関HP等	1,183	32.9%
職場・学校	1,105	30.7%
家族・友人・知人	1,011	28.1%
ラジオ	931	25.9%
民間気象事業者のHP等	732	20.3%
NHKアプリ	548	15.2%
Twitter、Facebook、LINEなどのSNS	482	13.4%
災害無線	441	12.3%
その他	63	1.8%

※緊急速報メールには自治体の速報メールを含む

【表2】自治体の避難情報の提供手段（令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ提出資料をもとに作成）

回答自治体数：1,590（複数回答可）

避難情報の提供手段	回答数	回答自治体数に対する割合
Lアラート(テレビ、ラジオ)	1,439	90.5%
市町村のホームページ	1,395	87.7%
防災行政無線	1,358	85.4%
緊急速報メール	1,352	85.0%
広報車	1,141	71.8%
登録型防災メール	1,105	69.5%
防災行政無線の戸別受信機	1,046	65.8%
Twitter、Facebook、LINEなどのSNS	826	51.9%
戸別訪問	347	21.8%
コミュニティFM	342	21.5%
IP告知システム(IP通信網を用いた個別端末)	172	10.8%
一斉電話サービス	82	5.2%
河川敷利用者へのチラシ配布	4	0.3%



総 括 調 査 票

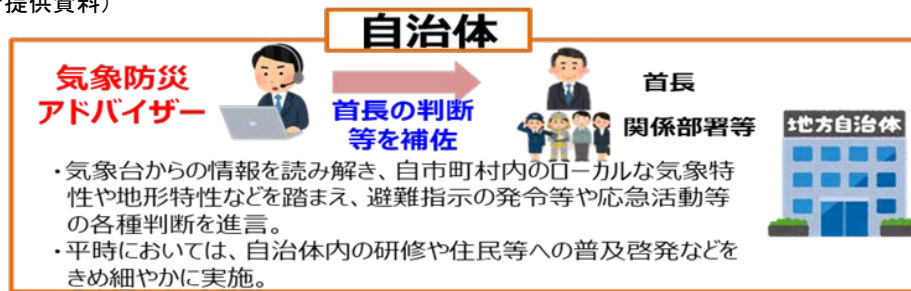
調査事案名 (28) 防災情報提供のあり方

③調査結果及びその分析

2. 自治体の防災力強化について

- ・ 気象庁は、災害の発生が予想される段階等において、自治体の避難情報発令の判断や気象情報の分析を支援しているが、一方で、地域特有の気象災害を把握し、住民に対してきめ細やかな防災対応を行うためには、自治体においても、地域に根差した気象防災の専門家を活用した防災対策が重要である。
- ・ このため、気象庁では、平成29年度から気象の専門家として防災気象情報の読み解きやそれに基づく避難指示発令等の助言等を実施する「気象防災アドバイザー」を委嘱し、自治体に対し当該アドバイザーの活用を促進することにより、自治体の防災力の強化に努めている。
- ・ 気象庁が自治体に向けて行ったアンケートでは、気象防災アドバイザーについて、「平時に活用したい」、「大雨等の防災対応時に活用したい」と回答した自治体はそれぞれ520自治体、880自治体あり、気象防災アドバイザーの活用ニーズが高いことが分かった。【表3】
- ・ 一方、気象防災アドバイザーは令和3年4月までに84名が委嘱されているが、実際に気象防災アドバイザーを活用している自治体は10自治体（令和3年7月時点）にとどまっており、十分に活用されているとは言い難い状況である。

【参考】気象防災アドバイザー
（出典：気象庁提供資料）



【表3】気象防災アドバイザーについてのアンケート結果（令和2年11月～12月気象庁実施 回答自治体数：1,527）

・ 実際に気象防災アドバイザーを活用したいと思うか。（複数回答可）

回答内容	回答数	回答自治体数に対する割合
平時に活用したい	520	34.1%
大雨等の防災対応時に活用したい	880	57.6%
活用したいが困難	301	19.7%
活用したいと思わない	139	9.1%

・ 防災対応時、気象防災アドバイザーにどのような支援を期待するか。（複数回答可）

回答内容	回答数	回答自治体数に対する割合
地域における今後の気象状況の見通し等を詳細に解説	1,265	82.8%
防災主要地点の時系列量的予想の解説	858	56.2%
気象情報に限らず、水位等の状況や予想の解説	862	56.5%
防災担当者へのレクチャーの実施	640	41.9%
首長等幹部への状況説明	718	47.0%
その他	38	2.5%

④今後の改善点・検討の方向性

1. 防災情報提供のあり方について

- ・ 気象等に関する特別警報の緊急速報メールを開始した平成27年11月以降、Lアラートの全国運用や危険度分布（キキクル）の提供など、国民の避難行動に繋がるための防災情報の種類や提供手段は多様化してきている。
- ・ 警戒レベルを踏まえると、大雨特別警報が発表される前に避難行動をとる際の判断に参考となる情報を適時適切に提供することが重要である。
気象庁が実施している大雨特別警報の緊急速報メールは、配信のタイミングも含め国民の避難のために効果的な提供手段なのか。
- ・ 気象等に関する特別警報の緊急速報メールは配信開始から6年目となり、今後、システムの更新が必要となるが、気象庁は、警戒レベルの導入や防災情報の提供手段の多様化等を踏まえ、緊急速報メールのあり方について検討するとともに、国民の自主的な避難行動をより一層促すため、危険度分布（キキクル）の精度の向上や認知度の向上に努めるべきである。

2. 自治体の防災力強化について

- ・ 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、自治体における防災力の強化が重要である。
- ・ 現在、気象防災アドバイザーを活用している自治体は10自治体で、十分に活用されているとは言い難い。このため、気象庁は、活用自治体における具体的な活用事例の横展開や気象防災アドバイザーの育成など、気象防災アドバイザーの活用が促進される取組を進め、自治体における防災力の強化に繋げるべきである。

総 括 調 査 票

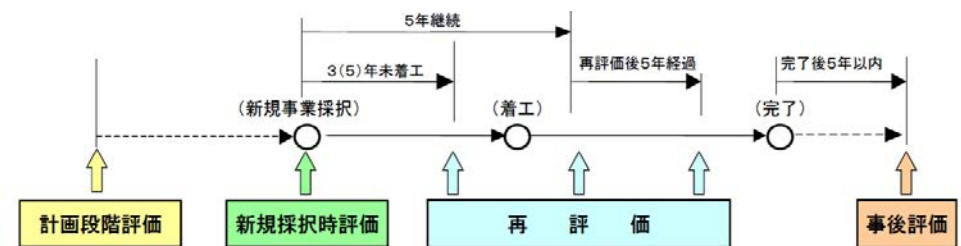
調査事案名	(29) 道路事業の事業評価			調査対象 予算額	令和2年度(補正後) : 4,917,380百万円の内数 ほか (参考 令和3年度 : 3,550,565百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	地域連携道路事業費 社会資本総合整備事業費 ほか	調査主体	共同
組織	国土交通本省			目	地域連携道路事業費 社会資本整備総合交付金 ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【概要】

- 道路事業を含む公共事業については、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、維持管理に係る事業、災害復旧にかかる事業等を除く全ての直轄・補助事業等について、①新規事業採択時評価(事業費を予算化する事業等)、②再評価(事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業等)、③事後評価(事業完了後5年以内)を実施しており、それぞれの評価を実施する際、原則として、費用便益分析を実施(B/Cを算出)することとされている。
- また、社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)で実施する事業については、上記の例外として、費用便益分析は要件とされていなかったが、事業効果の見える化による交付金事業に対する国民の理解向上のため、平成29年4月1日以降に事業着手するものについて、一定の線引きを行った上で、費用便益分析を実施し、交付金の計画に記載することを要件化したところ。
- 交付金における道路事業は、新築・改築事業のうち、総事業費10億円以上の事業(市町村道事業、事前評価の方法が開発されていない事業を除く)等が対象となっている。
- 道路事業における費用便益分析においては、便益(B)として、交通量等を基に、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益を基に総便益を算定し、また、費用(C)として、道路整備に要する費用、供用後の維持管理に要する費用を基に総費用を算定している。

【道路事業の事業評価フロー図】



①計画段階評価

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確にした上で、複数の案の比較・評価を行うもの。平成24年度から導入。※国土交通省独自の取組みとして、直轄事業等において実施。

②新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

③再評価

事業採択時から3(5)年経過して未着工の事業、5年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

④事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

※独立行政法人等が行う補助事業、地方公共団体等が行う補助事業等については()の年数

【社会資本整備総合交付金交付要綱(抜粋)】

○ 基幹事業の費用便益比

要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する事業は、平成29年4月1日以降に事業着手するものであって、下表によるものとする。

なお、すでに地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。

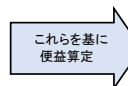
基幹事業名	費用便益比 算出対象の有無	備考
1 道路事業	○	新築・改築事業のうち、全体事業費10億円以上の事業(以下の①及び②に規定する事業を除く。)に限る。ただし、連続立体交差事業については、全てを算出対象とする。 ①市町村道事業 ②事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていない事業

【道路事業の費用便益分析】

総便益 (B)

交通流の推計

- 交通量
- 走行速度
- 路線条件



- ・ 走行時間短縮便益
- ・ 走行経費減少便益
- ・ 交通事故減少便益

※交通流は、道路交通センサスペースのOD表を基に推計

※OD表とは、あるエリアから、あるエリアまで動く車が何台であるかを表した表

総費用 (C)

- ・ 道路整備に要する費用
- ・ 道路維持管理に要する費用

総 括 調 査 票

調査事案名 (29) 道路事業の事業評価

②調査の視点

1. B/C変動要因の分析

道路事業については、新規事業採択時評価、再評価及び事後評価を実施しているが、新規事業採択時評価と、直近の事業評価（再評価または事後評価）を比較し、B/Cの変動状況を確認する。

また、B/Cが変動している場合、便益（B）と費用（C）が事業着手後にどのような要因で変動しているのか、新規事業採択時にあらかじめ変動要因を除去し精度向上を図ることができないかといった観点で調査を実施する。

【調査対象年度】

平成28年度～令和2年度

【調査対象先数】

直轄：10地方整備局等
補助：67都道府県政令市

直近5か年（H28～R2）において、再評価、事後評価を実施した事業（767事業）

直轄事業：505事業
補助事業：262事業

③調査結果及びその分析

1. B/C変動要因の分析

調査対象767事業（直轄505、補助262）について、新規事業採択時と比較した直近の事業評価時のB/Cの増減を見ると、539事業（70%）において、B/Cが減少していた【表1】。

(1) 便益

便益算定の基礎となる交通量について、新規事業採択時と直近の事業評価時の計画交通量を比較すると、増加が250事業（33%）であるのに対し、減少は362事業（47%）と、増加に対し減少が約1.4倍の事業数となっていた【表2】。このうち事後評価を実施した146事業について、新規事業採択時における計画交通量と事後評価時の実績交通量を比較すると、70事業（48%）において実績交通量が計画交通量を下回っているほか、21事業（14%）は、事後評価時に実績交通量を把握していなかった【表3】。

【表2】新規事業採択時（計画）と直近評価時（計画）の交通量比較

	直轄事業	補助事業	計
事業数	505	262	767
計画交通量増加	179 (35.4%)	71 (27.1%)	250 (32.6%)
変化なし	20 (4.0%)	51 (19.5%)	71 (9.3%)
計画交通量減少	298 (59.0%)	64 (24.4%)	362 (47.2%)
比較できる交通量不明	8 (1.6%)	76 (29.0%)	84 (11.0%)

【表3】新規事業採択時（計画）と事後評価時（実績（基準年度補正後））の交通量比較

	直轄事業	補助事業	計
事業数	129	17	146
実績が計画を上回っている	8 (6.2%)	1 (5.9%)	9 (6.2%)
変化なし	- (-)	- (-)	- (-)
実績が計画を下回っている	66 (51.2%)	4 (23.5%)	70 (47.9%)
実績交通量不明	11 (8.5%)	10 (58.8%)	21 (14.4%)
比較不可	44 (34.1%)	2 (11.8%)	46 (31.5%)

事後評価時に計画交通量と比較可能な交通量を把握している直轄74事業について、道路交通センサスデータ（以下「センサスデータ」という。）を使用するまでの経過年数別に、計画交通量と実績交通量を比較してみると、10年超の古いデータを使用した計画交通量について、実績交通量と比べて大きく上振れていることが確認された【表4】。

また、直近の事業評価を行った全767事業について、便益算定時に将来交通量推計の基礎として使用したセンサスデータを確認したところ、平均すると事業評価時点から10年前のデータが使用されている状況であった【表5】。

例えば、平成27年度調査が実施されたセンサスデータに基づく将来交通量について、最短である令和4年度の事業評価から適用する場合、使用されるまでに6年半程度を要することとなる【図1】。

国土交通省に対するヒアリング調査の結果、データ集計等の年度をまたぐ継続的な業務における委託発注手続きや、各交通モードの将来交通量の統合作業効率化により、少なくとも15か月程度の期間の短縮が可能であると推察された。

【表4】事後評価時の計画（センサスペース）と実績の交通量比較

(経過年数)	事業数	計画交通量	実績交通量 (基準年度補正後)	増減率
全体	74	1,743,381	1,610,402	-7.6%
8年	13	361,500	346,800	-4.1%
9年	12	242,600	233,568	-3.7%
10年	14	335,881	339,736	1.1%
11年	13	291,900	238,170	-18.4%
12年	22	511,500	452,128	-11.6%

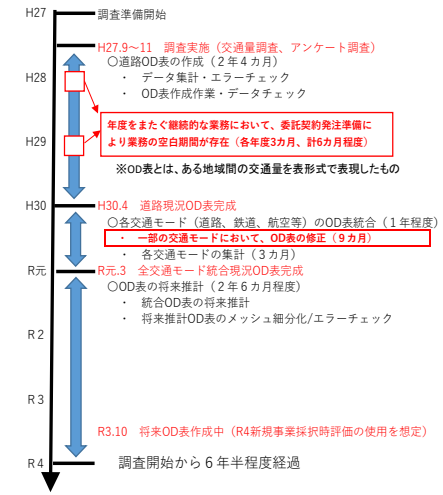
【表5】センサスデータの経過年数

(経過年数)	直轄事業	補助事業	計
事業数	505	262	767
～7年	1 (0.2%)	9 (3.4%)	10 (1.3%)
8年	71 (14.1%)	31 (11.8%)	102 (13.3%)
9年	106 (21.0%)	53 (20.2%)	159 (20.7%)
10年	124 (24.6%)	61 (23.3%)	185 (24.1%)
11年	94 (18.6%)	18 (6.9%)	112 (14.6%)
12年	109 (21.6%)	30 (11.5%)	139 (18.1%)
13年	- (-)	17 (6.5%)	17 (2.2%)
14年～	- (-)	9 (3.4%)	9 (1.2%)
不明	- (-)	34 (13.0%)	34 (4.4%)
平均経過年数	10.1年	10.0年	10.1年

【表1】新規事業採択時評価と直近の評価のB/C比較

事業数	直轄事業	補助事業	計
B/C増加	85 (16.8%)	27 (10.3%)	112 (14.6%)
B/C変化なし	41 (8.1%)	46 (17.6%)	87 (11.3%)
B/C減少	379 (75.0%)	160 (61.1%)	539 (70.3%)
比較不可	- (-)	29 (11.1%)	29 (3.8%)

【図1】H27センサスデータ使用までの行程



総 括 調 査 票

調査事案名 (29) 道路事業の事業評価

③調査結果及びその分析

1. B/C変動要因の分析

(2) 費用

新規事業採択時と直近の事業評価時の総事業費を比較すると、費用の算定基礎となる総事業費が増加している事業は457事業（60%）となっていた【表6】。

【表6】総事業費比較

	直轄事業	補助事業	計
事業数	505	262	767
総事業費減少	86 (17.0%)	17 (6.5%)	103 (13.4%)
総事業費変化なし	123 (24.4%)	60 (22.9%)	183 (23.9%)
総事業費増加	296 (58.6%)	161 (61.5%)	457 (59.6%)
不明・比較対象なし	0 (-)	24 (9.2%)	24 (3.1%)

増高額の総計は±6兆7,564億円であり、事業費増加要因を構造別に分析すると、トンネルに関する事業費増高が+1兆8,328億円（27%）、橋梁に関する事業費増高が+1兆306億円（15%）、想定より地盤が軟弱であったことに伴う地盤改良に関する事業費増高が+7,731億円（11%）となっていた【表7】。

なお、事業費が増加した457事業のうち、例えば、新技術の採用や残土処分場の再調整など、費用縮減に関する取組を行い、削減効果を把握できている事業は21事業（5%）にとどまっている。

【表7】構造別総事業費増高要因

	増高事業費（億円）		
	直轄事業	補助事業	計
総事業費増高全体額	56,116	11,448	67,564
トンネル	17,895 (31.9%)	433 (3.8%)	18,328 (27.1%)
発土処理	4,660 (8.3%)	167 (1.5%)	4,826 (7.1%)
軟弱地盤、地盤改良、土質改良	6,501 (11.6%)	1,230 (10.7%)	7,731 (11.4%)
橋梁	8,152 (14.5%)	2,154 (18.8%)	10,306 (15.3%)
上記以外の道路構造、施工方法	8,245 (14.7%)	1,124 (9.8%)	9,369 (13.9%)
その他（埋蔵文化財、用地補償など）	3,636 (6.5%)	1,005 (8.8%)	4,641 (6.9%)
増加要因不明	3,476 (6.2%)	86 (0.8%)	3,562 (5.3%)

※要因別に最大3つまで回答としていることから、総事業費増高全体額が内訳の合計と一致しない。
※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

④今後の改善点・検討の方向性

1. B/C変動要因の分析

道路事業におけるB/Cは、新規事業採択時に比べ、再評価、事後評価時に減少傾向であり、その主な要因として、計画交通量の減少と総事業費の増加が考えられる。

計画交通量については、道路交通センサスの開始から、そのデータを事業評価に活用するまで平均10年程度の期間を要していることから、例えば、年度をまたぐ継続的な業務については、発注準備を前倒し、空白期間をなくすなど、調査データが早期に費用便益分析に使用される方法を検討することを含め、事業評価時に見込んだ計画交通量が、事業完成後の実績交通量に近づくよう、精度の向上を図るべき。

併せて、事後評価時に交通量を把握していない事業もみられ、新規事業採択時の交通量の見込みの妥当性が十分に検証されていないと思われるものもあることから、客観性・透明性を向上させるため、事業完了後の交通量を実測の上、新規事業採択時の計画交通量との比較を行い、ずれが生じる場合には、要因分析し、その結果を公表すべき。

総事業費については、トンネル、橋梁、地盤改良が増高の主な要因となっていることから、これらの構造物や対策が特に多い事業については、新規事業採択時の事業費の見込みの改善を図るため、過去の事業における知見を踏まえ一定程度の増額をあらかじめ事業評価時に見込むことや再評価を実施するまでの期間を短縮するなど、事業実施後の総事業費の上振れリスクを回避する方策を検討すべき。

併せて、事業費が上振れた際、新技術の採用などを検討し、総事業費を抑制するといった事例が存在するところ、事業費が増加している事業数に比べて、抑制の取組を行っている事業数は少なく、事業費抑制の取組が不十分と考えられることから、汎用性がある好事例については、国土交通省から広く展開するなど、費用増加時に費用縮減に関する取組の熟度を高めつつ、検討結果を公表すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (29) 道路事業の事業評価

②調査の視点

2. 交付金事業のB/Cの記載

交付金事業については、事業効果の見える化による交付金事業に対する国民の理解向上のため、平成29年4月1日以降に事業着手するものについて、一定の線引きを行った上で、費用便益分析を実施し、交付金の計画に記載することを要件化したところ。

新築・改築事業のうち、総事業費10億円以上の事業（市町村道事業、事前評価の方法が開発されていない事業を除く）等が対象となっている。

B/Cの記載について、要件化から5年経過しているが、どれだけの事業で、B/Cの記載がなされているのか、さらに、記載を促す方策がないかを検討するため、調査を実施。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

67都道府県政令市

令和2年度に交付金を交付した都道府県政令市が策定主体となっている整備計画（268計画）

③調査結果及びその分析

2. 交付金事業のB/Cの記載

令和2年度に事業を実施しており、都道府県・政令市が計画主体となっている交付金（防災・安全交付金を除く。）の道路事業7,395事業のうち、計画にB/Cを記載している事業は、342事業（5%）にとどまっている。【表8】

計画にB/Cを記載する基準となっている、総事業費10億円以上の事業（1,835事業）に限ってみても、1,550事業（85%）はB/Cが記載されていない【表9】。

これらについて、B/Cを記載していない事由について整理するとH29.4よりも前に着手している事業が1,174事業（76%）と大宗を占めている【表10】。

当該1,174事業のうち、地方公共団体の公共工事業評価基準等に基づき、別途B/Cを算出している事業が523事業（45%）あった。

【表8】交付金事業におけるB/Cの算出状況

事業種別	事業数	B/C記載有り	B/C記載無し
新築	305	6 (2.0%)	299 (98.0%)
改築	5,919	335 (5.7%)	5,584 (94.3%)
それ以外	1,171	1 (0.1%)	1,170 (99.9%)
合計	7,395	342 (4.6%)	7,053 (95.4%)

【表9】左記のうち総事業費10億円以上の事業

事業種別	事業数	B/C記載有り	B/C記載無し
新築	125	6 (4.8%)	119 (95.2%)
改築	1,639	279 (17.0%)	1,360 (83.0%)
それ以外	71	0 (-)	71 (100.0%)
合計	1,835	285 (15.5%)	1,550 (84.5%)

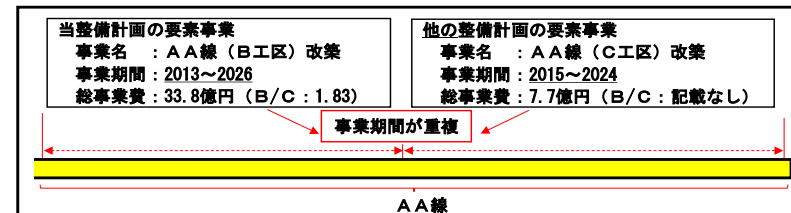
【表10】B/Cを記載していない事由（総事業費10億円以上の事業）

事由	事業数
①H29.4よりも前に事業着手	1,174 (75.7%)
②市町村道事業	345 (22.3%)
③維持修繕・評価手法がない事業	85 (5.5%)
④自治体の独自基準を満たさない	56 (3.6%)
⑤その他	97 (6.3%)

※複数回答のため事業数が内訳の合計と一致しない。

また、交付金の要素事業を個別に見ると、例えば、事業実施箇所が重複又は連続する路線であり、単一の事業にまとめて実施することが可能であると思われる事業についても、複数の計画や要素事業に分割されていることで、総事業費10億円以上というB/C算出基準を満たさないこととなっている事業も確認された【図2】。

【図2】事業実施箇所が重複または連続する路線の例



④今後の改善点・検討の方向性

2. 交付金事業のB/Cの記載

交付金の道路事業について、H29.4よりも前に事業着手しているために交付金の整備計画にはB/Cを記載していない事業であっても、別途、地方公共団体の評価基準に基づき、B/Cを算出している事業については、交付金事業の客観性・透明性を高める観点から、こうした事業については、交付金の整備計画にもB/Cを記載すべき。

また、連続する同一路線の事業であるものの複数の要素事業に分けられ、総事業費が10億円未満となることにより費用便益分析が実施されないといった事態を招かぬよう、連続する同一路線の事業は、原則、同一の要素事業として整備計画に記載されるよう、国土交通省において、地方公共団体に周知するなど、事業の改善に向けた検討を行うべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(30) 事業者向けドライブレコーダー等の情報活用			調査対象 予算額	令和2年度：282百万円 ほか (参考 令和3年度：272百万円)		
府省名	国土交通省	会計	自動車安全特別会計 (自動車事故対策勘定)	項	自動車事故対策費	調査主体	本省
組織	—			目	自動車事故対策費補助金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 国土交通省では、バス、タクシー、トラックなどの自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、ドライブレコーダー（以下「ドラレコ」という。）やデジタル式運行記録計（以下「デジタコ」という。）の導入費用の1/3を補助している。

○ドライブレコーダー・デジタル式運行記録計の導入支援

【対象機器】

- ・ドライブレコーダー
- ・デジタル式運行記録計

【補助率】

導入費用の1/3

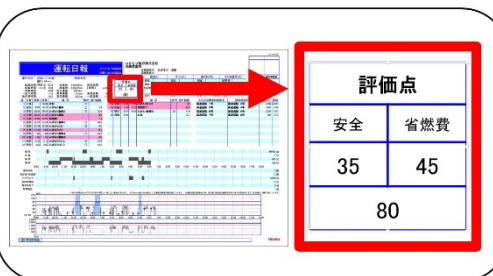


ドライブレコーダー



デジタル式運行記録計

運転日報とスコア



ドラレコ・デジタコ体型の画像例



出典：株式会社トランスロンHP

各車両の運行状況や事故発生時の映像データを記録し、運転者への指導教育に活用することにより、事故防止を図る。

総括調査票

調査事案名 (30) 事業者向けドライブレコーダー等の情報活用

②調査の視点

1. ドラレコやデジタコの装備実態について

事業者向けドラレコ、デジタコの普及状況はどうなっているか。

③調査結果及びその分析

1. ドラレコやデジタコの装備実態について

○一般に、事業者向けドラレコや運行記録計は、運行管理者が運転者の労務管理や運行の安全確保状況を把握し、事故を防止することを目的として設置・使用されている。

(参考1) ①すべての貸切バス、②総重量7トン以上または最大積載量4トン以上のトラックなどについて、「道路運送法」等に基づき、運行記録計を搭載し、瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録が義務付けられている。また、ドラレコについては貸切バスに設置義務がある。

○本事業は平成22年度から実施されているところ、バス・タクシーへの普及率については、令和元年度において、ドラレコが9割程度、デジタコは5～7割となっており、特にドラレコについては、普及がかなり進んでいる。【図1】

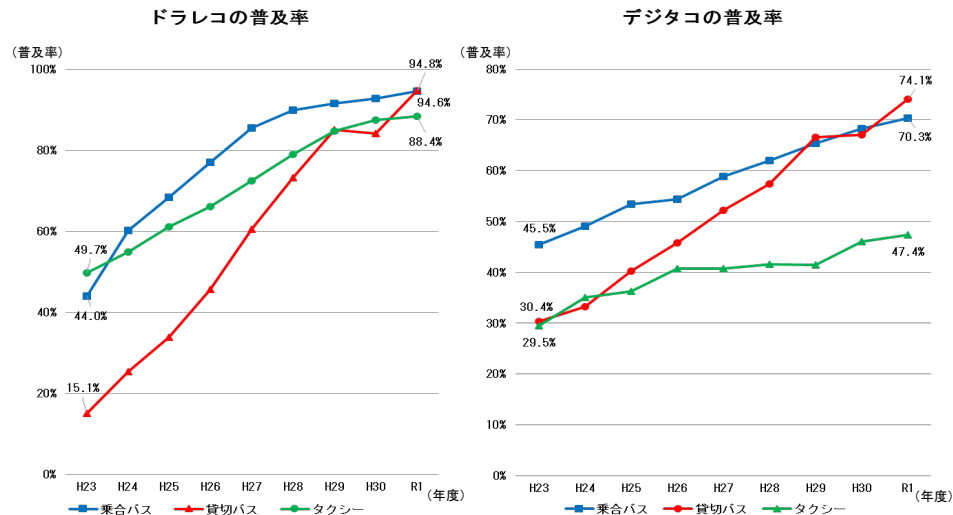
○一方、補助の大宗を占めるトラックについては、そもそも継続的なデータがなく、補助による効果を確認することができなかった。

(参考2) 全日本トラック協会及び国土交通省が平成27年度に行った調査によれば、トラックへのドラレコの普及率は30.6%、デジタコの普及率は42.2%。

(参考3) 補助台数全体のうち、対トラックのドラレコ補助台数は7割台、デジタコ補助台数は6割台。

○事業用自動車の業態別交通事故件数の推移を調べたところ、全体的に減少傾向にあるが、トラックにおける事故減少率が最も低くなっていた。【図2】

【図1】バス、タクシーへの普及率の推移



※(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会の調べによる。いずれも会員事業者内の数値。
(出典) 国土交通省提出資料

【図2】事業用自動車の業態別交通事故件数の推移

区分 年	バス				タクシー	トラック
	乗合	貸切	その他	乗合		
H23	2,605	2,138	378	89	21,617	24,865
R1	1,282	1,040	234	8	10,996	15,606
減少率	▲51%	▲51%	▲38%	▲91%	▲49%	▲37%

(出典) 国土交通省自動車局「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会報告書(令和2年度)」

④今後の改善点・検討の方向性

1. ドラレコやデジタコの装備実態について

○補助の大宗を占めるトラックは普及状況の継続的なデータがなく、経年比較や補助と普及の関係の検証ができない状態となっているため、まずはデータの収集・分析を行うべき。

○バス・タクシーへのドラレコ普及率は既に9割程度まで進んでいること、事業用自動車の業態別交通事故件数減少率はトラックが最も低いこと等を踏まえ、バス・タクシーへのドラレコ補助を見直し、トラックへ重点化するなどの検討をすべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (30) 事業者向けドライブレコーダー等の情報活用

②調査の視点

2. ドラレコやデジタコから収集可能な情報の整理と活用可能性について

ドラレコやデジタコから取得できる情報はどのようなものがあり、どのように活用することができるのか。

【調査対象年度】
平成22年度～令和2年度

【調査対象先数】
国土交通省：1先

③調査結果及びその分析

2. ドラレコやデジタコから収集可能な情報の整理と活用可能性について

(ドラレコ、デジタコが収集している情報)

○ドラレコは道路や交通状況等の映像データを記録している。デジタコは法定3要素(瞬間速度・運行距離・運行時間)が共通規格となっているところ、機種によりエンジン回転数やアイドリング時間、位置情報といった運行データを記録しているものや、ドラレコと一体となり映像と運行データを一体的に記録し、解析できるもの、また、危険運転時の警告を行うものもあるなど、スペックが多様である。

○加えて、データの記録についても、車載器に挿入したSDカードに記録するモデルと、リアルタイムで通信機能を有するモデルの2種類がある。

(データ活用による運送業務の効率化の可能性)

○国土交通省からのヒアリングによれば、通信機能を有するデジタコ・ドラレコの導入により、運送業務の効率化やサービス水準の向上など重層的な効果を発揮している例がある(※)。

○他方、通信型デジタコについては、デジタコ全体の6割程度にとどまっており、補助制度についても、通信型デジタコの普及を促進するものとすべきであるが、現在は通信機能の有無など機器のスペックに関わらずドラレコ・デジタコの導入に対する一律の補助率(1/3)で補助を実施している。

(※) 通信型デジタコ・ドラレコの活用事例(一例)

トラック事業者(保有台数約70台)

【業態】

・自治体から、廃棄物回収(ごみ収集)の業務を受託。

【活用用法】

・サービス水準を向上させるため、全車両に対し、通信型デジタコ及びドラレコ(前方/後方)を装着。

【活用効果】

・過去の運行実績を踏まえた運行ルートの見直しや、運転者に対するリアルタイムでの運行指示・作業指示が可能となった結果、収集の遅延や収集漏れがなくなり、クレームが大幅に減少。

④今後の改善点・検討の方向性

2. ドラレコやデジタコから収集可能な情報の整理と活用可能性について

○デジタコやドラレコ・デジタコ一体型モデルで収集できる位置情報や映像データ、通信機能を活用することで、走行中の事故リスクを低減できるばかりではなく、事業者は車両情報を一元的に管理でき、より効率的な運行管理や労務管理を行うことができる。

○現在は通信機能の有無、機器のスペックに関わらずドラレコ・デジタコの導入に対する補助率が一律となっているが、通信機能を有するモデルのような先進的な機器や、先進的な活用を行うことを計画する事業者に補助対象を限定するなど、補助要件を抜本的に見直すべき。

○加えて、国土交通省において運送事業のデジタル化、業務効率化を進めていく観点から、通信機能など事業用自動車向けのドラレコやデジタコが具備すべき機能について検討していくべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(31) 空港着陸料のネットワーク割引			調査対象 予算額	平成29年度：86,618百万円 ほか (参考 令和3年度：48,075百万円)		
府省名	国土交通省	会計	自動車安全特別会計 (空港整備勘定)	項	空港使用料収入	調査主体	本省
組織	—			目	着陸料等収入	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

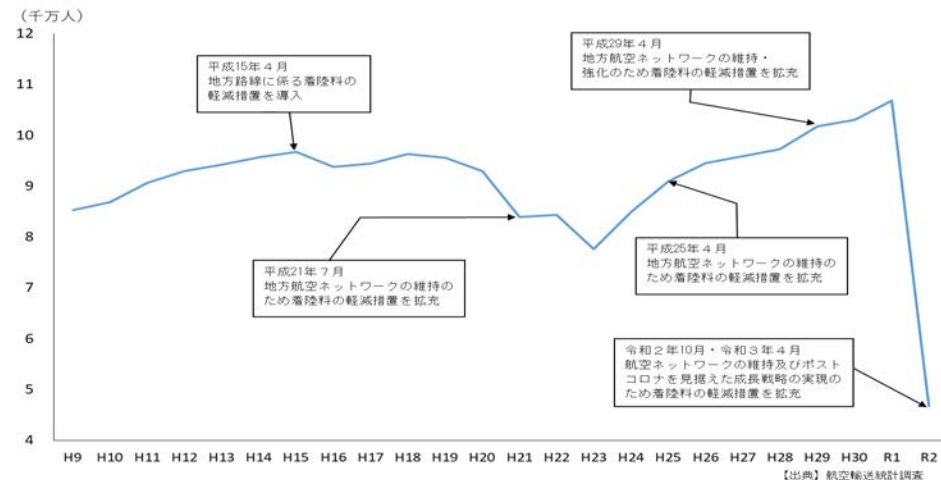
【事案の概要】

- 自動車安全特別会計空港整備勘定では、航空運送事業者等からの空港使用料収入等を財源として、空港整備事業、環境対策事業、航空路整備事業、空港等の維持運営等を実施している。
- 空港使用料収入のうち滑走路利用の対価として徴収する着陸料については、平成15年度に地方路線に係る着陸料の軽減措置が初めて導入された後、平成21年度に、リーマンショックによる景気悪化の影響に鑑みて軽減措置の拡充が実施され、現在の割引体系が導入されることとなったが【図1】、同年度以降も「地方航空ネットワークの維持（平成29年度以降は維持・強化）」を図ることを目的として、各路線区分に応じた軽減措置（ネットワーク割引）が実施され、平成25年度及び平成29年度においても、それぞれ軽減措置が拡充されている【図2】。
- 平成15年度及び平成21年度の着陸料の軽減措置の効果については、平成23年度予算執行調査において既に検討されているところ、本調査では、コロナ禍における着陸料の軽減措置（令和2年度及び令和3年度）を除いた平成25年度及び平成29年度の着陸料の軽減措置に関して、国土交通省において、政策効果の検証が適切になされているかを調査した上で、十分な検証が行われていない場合には、実態を調査し、上記軽減措置の政策効果について検証し、今後の改善点や方向性を示す。

【図1】平成21年度着陸料軽減措置（H21.6.16国土交通省報道発表資料より抜粋）

		到着	
		羽田の軽減措置	国管理(羽田・伊丹除く.) ・共用の軽減措置
出発	羽田、伊丹、 新千歳、福岡	軽減なし	7/10 →6/10
	その他 (沖縄・離島等を除く.)	9/10 →3/4 7/10 →1/2	
		羽田の軽減措置	
		関空、広島、高松、松山、 北九州、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島、神戸、小松	9/10 →3/4
		新潟、函館、高知、美保、 徳島、三沢	3/4 →3/5
		旭川、帯広、秋田、山口宇 部、女満別、青森、庄内、 富山、鳥取、出雲、岡山	7/10 →1/2
		稚内、紋別、中標津、大館 能代、山形、能登、南紀日 浜、石見、佐賀	1/2 →1/3

【図2】国内線旅客数の推移と着陸料の軽減措置の実施時期



総 括 調 査 票

調査事案名 (31) 空港着陸料のネットワーク割引

②調査の視点

1. 着陸料軽減措置における指標及び目標設定について

- 平成25年度及び平成29年度にそれぞれ実施した着陸料の軽減措置について、国土交通省は、何をもって政策効果を測っているかを公表していないため、内部的な指標及び目標設定の有無をヒアリングにより確認する。
- 目標の設定がされていない場合は、着陸料の軽減措置の効果の検証に適切な測定指標について検討する。

2. 着陸料軽減措置による実際の効果について

- 各年度の軽減措置における政策効果については明らかになっていないため、上記1で設定した測定指標に基づき、実際に政策効果が得られているか、調査・検証を行う。

【調査対象年度】

平成24、25、28、29年度

【調査対象先数】

国土交通省：1先

③調査結果及びその分析

1. 着陸料軽減措置における指標及び目標設定について

(政策効果を測る指標・目標及び政策効果の検証の有無)

- 国土交通省が平成25年度及び平成29年度の着陸料の軽減措置(※)の政策目的として掲げている「地方航空ネットワークの維持(平成29年度以降は維持・強化)」は、着陸料の軽減措置を講じる際に累次にわたり使用されてきた表現であるが、国土交通省は、地方航空ネットワークの維持をどのような指標で効果測定しているかについてこれまで公表していない。
- 国土交通省へ調査を行い、上記につき確認したところ、政策効果を測るための指標としては、路線数、便数、旅客数、ロードファクター(有償座席利用率)等を総合的に判断する必要があると認識しているものの、明確な指標の策定はしておらず、平成25年度及び平成29年度の着陸料の軽減措置の政策効果について、上記指標に基づいた定量的な検証がなされていないことが判明した。
(政策効果検証のための測定指標の設定)
- 上記のとおり、地方航空ネットワークの維持について、何をもって政策効果を測るのか特定されていないが、各便の運航回数が維持されていれば、航空ネットワークは維持できていると考えられること、また、平成29年4月10日衆議院・決算行政監視委員会においても、「航空会社の路線維持、拡充を側面的に支援する施策として、(中略)地方と羽田を結ぶ路線に係る羽田空港の着陸料の軽減などの措置を講じてきております。」と答弁していることから、各便の運航回数は地方航空ネットワーク維持の測定指標の一つと考えられる。
- そこで、以下では、着陸料の軽減措置の実施年度とその前年度における各便の運航回数の変化に着目して、軽減措置の効果が実際に得られていたのか検証を行う。なお、前述の平成23年度予算執行調査においては、平成15年度及び平成21年度における着陸料の軽減措置の前後で対象路線の総便数が増加していることを受けて一定の効果が確認できるとしているが、路線区分に応じて異なる割引率が設定されている点を踏まえると、割引区分ごとに運航回数の変化を分析することが必要であると考える。

※平成25年度着陸料軽減措置

(平成25年度航空局関係予算概要より抜粋)

	到着空港		
	羽田	福岡、新千歳	羽田、福岡、新千歳を除く国管理・共用空港
羽田、伊丹、福岡、新千歳	本則	6/10 →本則	
関空、広島、高松、松山、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、小松	3/4		
出発空港 釧路、函館、高知、米子(美保)、岩国、徳島	3/5 →1/2		6/10 →1/2
旭川、帯広、秋田、山口宇部、女満別、青森、庄内、富山、神戸、鳥取、出雲、岡山、佐賀	1/2 →2/5		
稚内、紋別、中標津、三沢、大館能代、山形、能登、南紀白浜、石見	1/3 →1/5		

※平成29年度着陸料軽減措置

(平成29年度航空局関係予算概要より抜粋)

	羽田空港の着陸料	福岡、新千歳の着陸料	その他の国管理・共用空港の着陸料
羽田、伊丹、福岡、新千歳	本則	本則	
出発空港 関空、広島、高松、松山、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	本則の3/4→本則の2/3		
釧路、函館、高知、米子(美保)、岩国、徳島、小松	本則の1/2→本則の2/5	本則の1/2 →関西、成田、中部発 本則の1/3	本則の1/2 →関西、成田、中部発 本則の1/3
旭川、帯広、女満別、秋田、山口宇部、青森、庄内、富山、神戸、鳥取、出雲、岡山、佐賀	本則の2/5→本則の1/5		
稚内、紋別、中標津、丘珠、三沢、大館能代、山形、能登、南紀白浜、石見、その他	本則の1/5→本則の1/6		

総 括 調 査 票

調査事案名 (31) 空港着陸料のネットワーク割引

③調査結果及びその分析

2. 着陸料軽減措置による実際の効果について

(検証内容)

- 効果検証に当たっては、指標の一つとして、着陸料の軽減措置を拡充した平成25年度及び平成29年度において、割引区分ごとに各路線の運航回数が前年度と比してどのように推移をしているか検証する。
- 前述の国会答弁から、地方航空ネットワーク維持の施策として、地方と羽田を結ぶ路線に係る羽田空港の着陸料軽減を主な手段としていることから、ここでは羽田空港に到着する便を検証対象とする。

【表1】着陸料軽減措置に係る割引区分及び割引区分毎の運航回数等

	羽田空港の着陸料
羽田、伊丹、福岡、新千歳	本則
関西、広島、高松、松山、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	割引区分①
釧路、函館、高知、米子(美保)、岩国、徳島、小松	割引区分②
旭川、帯広、女満別、秋田、山口宇部、青森、庄内、富山、神戸、鳥取、出雲、岡山、佐賀	割引区分③
中部、稚内、敦賀、中津、五珠、三沢、大館能代、山形、能登、南紀白浜、石見、その他	割引区分④

○ 割引区分①については、平成29年度において運航回数が前年度より増加している一方、割引の拡充を行っていない平成25年度においても運航回数は増加しており、かつ、増加率も高い。【表1-1】

○ 割引区分②については、平成25年度において運航回数が増加しているものの、平成29年度においては、運航回数が前年度より減少している。【表1-2】

○ 割引区分③、④については、平成25年度及び平成29年度のいずれも前年度より運航回数が減少している。【表1-3、1-4】

上記の検証により、割引区分ごとの運航回数に着目した分析では、着陸料の軽減措置には、一定の効果があつたとみなし得る割引区分・時期も存在するものの、効果が認められると評価し難い割引区分・時期も見受けられた。

【表1-1】割引区分① (H25年度:3/4 → 3/4(拡充なし)、H29年度:3/4 → 2/3(▲11.1%))

運航回数(回)					
H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
59,894	63,310	5.70%	57,877	58,487	1.05%

参考:乗客数(人)

H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
8,034,011	8,636,237	7.50%	7,911,850	8,239,333	4.14%

【表1-2】割引区分② (H25年度:3/5 → 1/2(▲16.7%)、H29年度:1/2 → 2/5(▲20%))

運航回数(回)					
H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
13,349	14,479	8.47%	20,358	20,018	-1.67%

参考:乗客数(人)

H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
1,744,571	1,903,115	9.09%	2,673,973	2,712,955	1.46%

※岩国—東京路線については、平成24年度中に定期便就航開始のため、平成24年度及び平成25年度を集計対象外としている。
※平成24年度及び平成25年度の小松空港出発便は割引区分①に計上している。

【表1-3】割引区分③ (H25年度:1/2 → 2/5(▲20%)、H29年度:2/5 → 1/5(▲50%))

運航回数(回)					
H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
30,285	29,370	-3.02%	30,610	30,344	-0.87%

参考:乗客数(人)

H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
3,740,062	3,727,925	-0.32%	3,884,575	4,019,721	3.48%

【表1-4】割引区分④ (H25年度:1/3 → 1/5(▲40%)、H29年度:1/5 → 1/6(▲16.7%))

運航回数(回)					
H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
5,401	5,391	-0.19%	7,260	7,128	-1.82%

参考:乗客数(人)

H24	H25	増減率	H28	H29	増減率
421,334	433,664	2.93%	611,339	633,586	3.64%

※中部—東京路線については、平成24年度中に定期便就航再開のため、平成24年度及び平成25年度を集計対象外としている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 着陸料軽減措置における指標及び目標設定について

○ 着陸料の軽減措置についてはこれまでも累次にわたり行われてきたこと、また、着陸料が国管理空港等の維持運営における貴重な財源であることを踏まえ、政策効果を適切に検証し説明責任を果たしていくことが重要であり、このような観点からは、「地方航空ネットワークの維持」のような定性的な政策目的だけでなく、政策効果を測る指標と具体的な目標設定が必要である。

○ さらに、設定された目標については、割引実施から一定期間が経過した後に確認を行い、政策効果が出ているかどうか適切な検証を行うとともに、政策効果に応じた割引率の見直しの仕組みといった着陸料の軽減措置のあり方についても併せて検討すべきである。

2. 着陸料軽減措置による実際の効果について

○ 今回の運航回数に着目した分析では、運航回数が減少し、着陸料の軽減措置の効果が認められると評価し難い割引区分・時期が存在している。

○ 上記検証結果も踏まえつつ、国土交通省として、上記1の指摘のとおり、軽減措置の政策効果を測る指標及び具体的な目標を設定した上で、改めて平成25年度及び平成29年度の軽減措置の政策効果の検証をできるだけ早急に行うべきである。その上で、政策効果が乏しいと判断された割引区分または路線についてはその要因を分析し、令和3年度に実施した着陸料の算定方式の変更も踏まえつつ、政策効果が出るような制度に見直すべきである。

総括調査票

調査事案名	(32) 出入国の円滑化に係るシステム等			調査対象 予算額	令和2年度：8,184百万円 ほか (参考 令和3年度：4,084百万円)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	国際観光旅客税財源観光振興費	調査主体	本省
組織	観光庁			目	出入国管理業務庁費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

国際観光旅客税の税収(以下「観光財源」という。)を活用した事業については、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」(令和2年12月21日観光戦略実行推進会議決定)により、硬直的な予算配分とならず、先進性が高く費用対効果が高い取組であること等を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう予算を編成することとされている。

このうち、国土交通省(観光庁)から法務省(出入国在留管理庁)に移し替えて執行されている「個人識別情報システム」については、システム導入(刷新)や維持費等に対して、これまで総額184億円の契約額となっていることに加え、その投資に見合う費用対効果が基本方針に掲げられるストレスフリーで快適に旅行できる環境の促進に十分に発現されていない。

これを端緒に、出入国在留管理庁が導入、活用しているシステムや機器について、調達、運用の効率化の検討に加え、観光財源の考え方に沿って有効に活用されているかについて調査する。

顔認証ゲート及びバイオカードの整備 (法務省)



顔認証ゲート



バイオカード

(審査待ち時間を活用し、事前に指紋等を取
得する機器)

主要7大空港を中心として配備した顔認証ゲート及びバイオカードの活用により、出入国審査手続の迅速化を図り、ストレスフリーの環境を実現する

バイオカードの指紋取得技術を高度化することにより旅行者の更なる利便性の向上を図る

ディープラーニング技術を活用した 個人識別情報システムの導入等 (法務省)



世界最高水準の技術を活かし、従来の指紋取得及び照合技術を一新した個人識別情報システムを活用した上陸審査の実施により、入国審査場における手続の円滑化・厳格化を図る

(参考)国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について(令和2年12月21日観光戦略実行推進会議決定)

- 国際観光旅客税の用途に関する基本方針
(1)訪日外国人旅行者2030年6,000万人等の目標達成に向けて、
① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
②、③ 略
の3つの分野に観光財源を充当する。
- 観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。
① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
② 先進性が高く費用対効果が高い取組であること
③ 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

- 国際観光旅客税の用途に関する予算編成の考え方
観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記1.(2)の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

総 括 調 査 票

調査事案名 (32) 出入国の円滑化に係るシステム等

②調査の視点

個人識別情報システムの導入効果及び効果検証について

○ 「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定）において、ストレスフリーで快適な旅行環境を実現するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする事が目標とされている。

○ 本システムの導入が出入国の円滑化にどの程度寄与しているか、費用対効果の観点から調査を行う。

【調査対象年度】

令和元年度及び令和2年度

【調査対象先数】

法務省：1先

（参考1）入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】

上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客。
（注）「留学」や「日本人の配偶者等」など中長期にわたり日本に在留することが予定されている方や、再入国許可により入国する方等は含まない。

【計測方法】

全国の空港（ターミナル・入国審査場別）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測。

（参考2）個人識別情報システムの導入に必要な経費

合計額：184億円

うちバイオユニット導入費用：17億円

③調査結果及びその分析

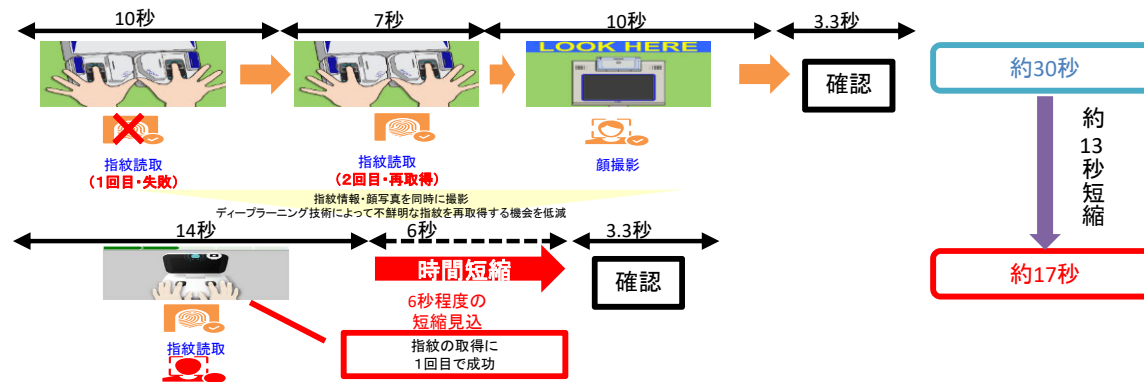
個人識別情報システムの導入効果及び効果検証について

（1）システムの導入効果について

○ 本システムは、入国者の指紋や顔写真を撮影・取得し、指紋の照合を行うもの。令和2年のシステム刷新において、審査所要時間を13秒短縮できるとされている。13秒の内訳は下記のとおり。

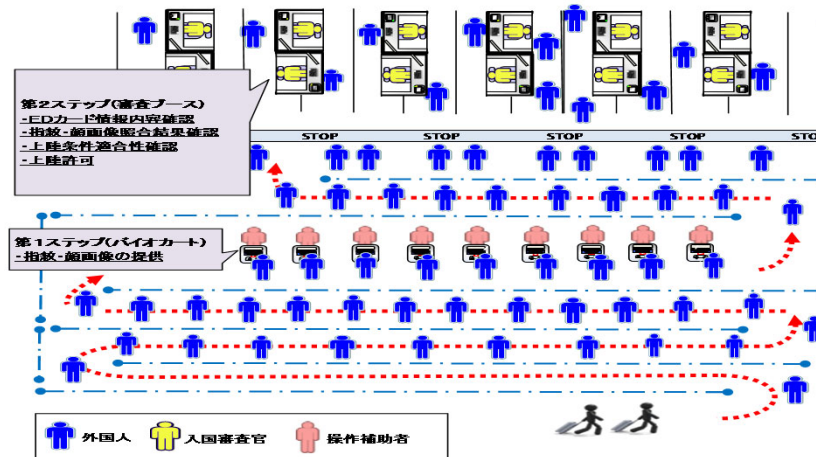
- ・ 審査ブースに指紋・顔写真の同時取得ができる機器の導入（バイオユニットの刷新）により、6秒の短縮。
- ・ ディープラーニング効果の導入による指紋再読取の機会の低減により、7秒の短縮。

システム刷新による時間短縮効果について



○ また、本システムの導入とは別途、入国審査の迅速化のための設備投資として、入国審査ブースの待ち時間を活用した指紋・顔写真の提供を可能とする「バイオカート」の導入を平成30年度から進めている。バイオカートの導入※1により、入国審査ブースにおける審査時間が約2/3に短縮できるとされている※2、3。

バイオカート導入後の上陸審査場のイメージ



（※1）バイオカートの1台当たりの導入費用（設置、保守）：538万円

（※2）バイオカートの配置状況：381台
うち、成田空港 102台、羽田空港 63台

（※3）バイオカートの導入による待ち時間短縮効果は約23秒

総 括 調 査 票

調査事案名 (32) 出入国の円滑化に係るシステム等

③調査結果及びその分析

(2) 利用状況の検証

- 入国審査におけるバイオユニット及びバイオカートの利用状況等を調査したところ、令和元年6月～12月において、総審査回数1,562万件に対して、バイオカードを利用した審査回数は、約5割となる786万件であった。
- 入国者の約半数は「バイオカード」により指紋・顔写真の提供を終えていたことから、審査ブースにおいて刷新されたバイオユニットを利用し、6秒の短縮効果の裨益があるのは残りの約5割の入国者にとどまっている。
- また、審査ブースにおいてバイオユニットを利用する者の指紋情報の再取得率を調査したところ、新システム導入前後で9.2%から2.1%に低減したとの回答であった。指紋情報の再取得率の低減による審査時間の短縮のメリットがあるのは、審査ブースにおいてバイオユニットを利用する者の7%程度にとどまることとなる。
- これらを踏まえて、個人識別情報システムの刷新による入国者1,000人に対する時間短縮効果を試算・分析※すると、
 - ・バイオユニット刷新による短縮 2,981秒（1人当たり3秒）
 - ・ディープラーニングの導入による短縮 247秒（1人当たり0.25秒）
 となり、当初見込んでいた導入効果と比較して効果が限定的である。特にディープラーニングの導入による短縮効果が極めて限定的となっている。

(※) 試算方法

入国者1,000人を審査ブースで審査を受ける者、バイオカードを利用する者に分けた上で、審査ブースで審査を受ける者について、指紋取得のエラーが生じる者、生じない者を以下のとおり推計し、それぞれの審査所要時間を算出し合計した。

入国者数1,000人	バイオカード利用 503人	}	指紋再取得なし 451人
			システム刷新 ↓ 486人
	バイオユニット利用 497人	}	指紋再取得あり 46人
			システム刷新 ↓ 10人

※計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

- なお、法務省によれば、審査ブースで指紋・顔写真を取得する場合は、基本的に入国審査待ちが生じていないケースであり、その点からも審査ブースにおける審査時間短縮の意義は相対的に小さいものと考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

個人識別情報システムの導入効果及び効果検証について

- 令和2年度の個人識別情報システムの刷新に要する費用については、現状では入国審査待ち時間の短縮政策効果が薄い刷新内容が含まれており、この部分については、観光財源を充当する施策として適切とは言えない部分があり、効果を見極めた上で、事業の見直しを検討すべきではないか。

総 括 調 査 票

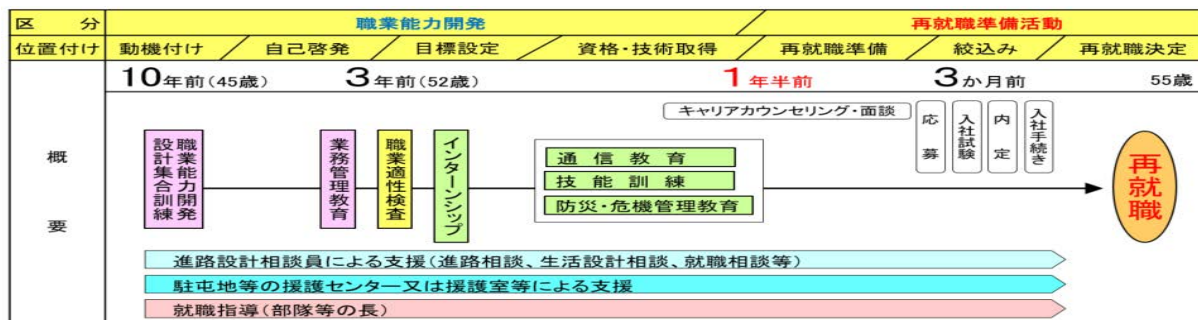
調査事案名	(34) 退職予定自衛官に係る就職援護事業			調査対象 予算額	令和2年度：3,519百万円 ほか (参考 令和3年度：3,676百万円)		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	防衛力基盤強化推進費ほか	調査主体	共同
組織	防衛本省			目	募集等庁費ほか	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

本事業は、50代半ばで退職する若年定年制自衛官（5,000～7,000人程度）及び20代から30代半ばで退職する任期制自衛官の退職後の生活基盤確保のための再就職に必要な職業訓練の実施や求人開拓などの就職援護施策を行うものである。

※本調査では、若年定年制自衛官のみを調査した。

若年定年制自衛官に係る再就職の流れ（陸自の例 55歳（1曹～1尉））



【主な就職援護施策】

1. 職業適性検査
2. 職業訓練
 - (1) 技能訓練
 - ①部外技能訓練 外部の事業者へ委託して実施するもの。
 - ②部内技能訓練 隊内の施設器材等を利用し、主に隊内教官により実施するもの。
 - ③自動車操縦訓練 各種自動車免許を取得するもの。
 - (2) 防災・危機管理教育
防災行政の仕組み等の専門的知識を付与するための教育。
 - (3) 通信教育
技能訓練を受けられない隊員に対する教育。
3. 退職管理教育
 - (1) 業務管理教育
定年3年前の退職予定自衛官に対して行われる再就職に必要な知識の付与と社会適応性を高めるための教育。
 - (2) 就職補導教育
社会労働情勢など職業選択に必要な知識を付与するための教育。
4. 進路設計相談員による進路相談等の支援等
5. インターンシップ
6. 援護担当者教育
7. 援護広報 など

②調査の視点

1. 活動目標の設定状況について

本事業を実施する担当部署において、どの様な活動目標を設定した上で活動しているのかを確認する。

【調査対象年度】

・令和2年度

【調査対象先数】

・各自衛隊幕僚監部、各方面総監等、各地方協力本部 計68先

2. 職業訓練の効率性について

職業訓練が再就職に真に役立っているのかについて、受講した職業訓練科目と再就職先との関連度合いを確認する。

【調査対象年度】

・平成27年度～平成30年度（平成28年1月～平成30年12月）

【調査対象先数】

・退職自衛官：16,493人

3. 就職援護事業の有効性について

本事業の制度趣旨である「退職自衛官の生活基盤の確保」に相応しい再就職であったか、近年の民間の賃金水準の動向を踏まえた再就職であったか等について、退職翌年の所得額の実績等を確認する。

【調査対象年度】

①就職援護の実施状況：平成27年度～平成30年度
(平成28年1月～平成30年12月)

②所得及び就労状況：平成28年度～令和元年度
(平成29年1月～令和元年度)

【調査対象先数】

①退職自衛官：16,493人

②民間企業：関東財務局管内並びに九州財務局管内及び福岡県に本社を置く上場企業100社（無作為抽出）

※有効回答企業数は64社（関東43、九州21）

※九州地区は、近年、自衛隊の部隊設置が相次いだことから調査対象に選定。

総 括 調 査 票

調査事案名 (34) 退職予定自衛官に係る就職援護事業

③調査結果及びその分析

1. 活動目標の設定状況について

就職援護の実施部署における活動目標の設定状況は、例えば「就職援護を受けた者の退職時就職決定率」といった「再就職者数＝量」に言及するものにとどまっており、再就職条件等をより良いものとする「質の向上」を観点とする目標は皆無であった。

2. 職業訓練の効率性について

職業訓練について、受講訓練課目と関連が強い就職先に再就職した者の職業訓練受講者に占める割合（以下「関連度」という。）を調べたところ、訓練課目の大半（69課目中58課目、84%）が3割を下回っていた。（平成30年）

3. 就職援護事業の有効性について

就職援護の利用者のほぼ全員が再就職しており、「量」的な面では有効性を発揮していると考えられるが、「質」的な面に関する調査結果は次のとおりであった。

① 所得額の動向については、民間賃金（賃金構造基本統計調査（厚生労働省）における55歳から59歳の平均賃金）と同程度の年間上昇率を確保している【表1】。

【表1】退職自衛官の所得額の推移

		平成29年	平成30年	令和元年
退職自衛官	所得額	3,502千円	3,549千円	3,588千円
	対平成29年比較	1	1.01	1.02
民間賃金	所得額	5,832千円	5,973千円	5,965千円
	対平成29年比較	1	1.02	1.02

② 所得面で分析した場合に好事例と考えられる「退職前後所得維持者」については、平成29年に比して、令和元年では人数比で65%増、退職者に占める割合も20%程度まで増加している【表2】。増加要因の一つとして、自治体等への「防災監」等として再就職したケースが大きく増えたことが挙げられる一方、これら退職前後所得維持者に関する特徴や属性に関する全体のデータ（採用条件、勤務条件及び職務内容等）は未整理であり、好事例の確立・普及が困難な状況であった。

【表2】退職前後所得維持者の推移

	平成29年	平成30年	令和元年
人数	670人	757人	1,108人
退職者割合	12.8%	13.7%	19.4%

③ 退職前後所得維持者の就職援護事業の利用状況を見ると、令和元年においては、その大半（78%）が就職援護事業を利用した一方、このうち職業訓練の受講訓練課目と再就職先との関連が強い者は123人であった【表3】。これは、退職者のうち就職援護事業を利用した者（4,397人、平成30年）の3%にとどまっている。

【表3】退職前後所得維持者（令和元年）の就職援護事業の利用状況

		人数	平均所得額
退職前後所得維持者		1,108人	5,643千円
1. 就職援護を	①利用した者	866人	5,602千円
	②利用しなかった者	242人	5,791千円
2. 上記1. ①のうち職業訓練を	①受講した者	398人	5,407千円
	②受講しなかった者	468人	5,768千円
3. 上記2. ①のうち訓練課目と再就職先との	①関連が強い者	123人	5,590千円
	②関連が弱い者	275人	5,325千円

④ 企業アンケートの結果は次のとおりであった。

（退職予定自衛官の採用意向）

・「採用停止又は採用の検討予定なし」との意向を示した企業が約40%、また「情報不足」と回答した企業が約30%であった【表4】。

・地域別では、九州地区に比して、関東地区の企業の採用意欲は低調であった。

【表4】退職予定自衛官の採用意向

	企業数	割合
採用継続、採用を検討予定	20	31%
関東財務局管内	11	26%
九州財務局管内	9	43%
採用停止、採用を検討予定なし	24	38%
関東財務局管内	17	40%
九州財務局管内	7	33%
未定（情報不足）	20	31%
関東財務局管内	15	35%
九州財務局管内	5	24%
有効回答企業 計	64	
関東財務局管内	43	
九州財務局管内	21	

（採用基準）

・採用又は採用すると仮定した場合に重視する採用基準の上位には、適合性（協調性・柔軟性）（28%）、志望動機（19%）、職務経歴（16%）、健康状態（15%）が挙げられた。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 活動目標の設定状況について

・「就職援護を受けた者の退職時就職決定率」といった「再就職者数＝量」に関する従来目標に加え、退職予定自衛官の再就職条件（所得額、勤務年限、キャリアアップ等）をより良いものとする「質の向上」を観点とした定量的な目標を設定すべきである。

2. 職業訓練の効率性について

・職業訓練の課目設定に当たっては、これまでの再就職実績、労働市場の動向及び企業ニーズ等について丁寧に調査分析すべきである。
・分析結果を踏まえ、関連度が低い訓練課目の整理合理化を行い、また、新規課目の設定に当たっては、雇用情勢や企業ニーズ等を踏まえ真に再就職に有効と考えられるものに限定するほか、既定の訓練課目を社会情勢等の変化に応じて随時見直す仕組みを講じるなど、職業訓練の効率性を改善すべきである。

3. 就職援護事業の有効性について

就職援護事業の「質」の向上を図る観点から、次に掲げる所要の改善に取り組み、更に有効性を高めるべきである。

・退職前後所得維持者などの好事例について、再就職に至った経緯や理由（特徴・属性等）の整理・分析を行うべき。

・その上で、分析結果を基に指導ノウハウを確立し、全国の担当部署への普及を図るべき。

・より多くの者が企業ニーズ等を踏まえた再就職先を選定し、適切な訓練を受けられるように支援等の仕組みを見直すべき。

・企業アンケート結果において、企業から採用停止等の消極的な採用意向が示されている原因を調査すべき。

・企業アンケート結果を踏まえ、社会適応性を高めるための業務管理教育を一層強化すべき。

・再就職先と成り得る企業に対する深度ある情報発信が行えるように援護広報の手法等を見直すべき。

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(37) 携帯電話等に係る経費			調査対象 予 算 額	【参考】令和2年度(調査対象実績額) : 1,089百万円 ※調査対象先からの報告額を積み上げ			
府省名	各府省	会計	一般会計 特別会計	項	—	調査主体	共同	
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	(四国財務局)	

①調査事案の概要

【事案の概要】

各官署は、職員の外出先での業務上の連絡手段等として、携帯電話等を保有し、職員に貸与している。
(本調査は、平成24年度調査のフォローアップ調査として実施。)

【前回の調査結果(平成24年度の概要)】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 公用携帯電話の貸与に当たっては、貸与の目的、条件等を定めた貸与基準を作成し、真に必要な者に限定して貸与すべきである。 また、公用携帯電話については、個々の利用状況等を踏まえ、予備等の使用頻度が低いものについては可能な限り廃止等を検討し、保有台数の削減を図るべき。</p> <p>2. 公用携帯電話の利用に当たっては、利用に当たって遵守すべき事項、禁止事項等を定めた管理利用マニュアルを作成するとともに、貸与者に周知・徹底することにより、経済的な利用となるよう努力すべき。</p>	<p>貸与基準についての見直しや保有台数の削減を行った。</p> <p>利用料金については引き続き使用状況に見合った最適化に努めることとする。</p>

②調査の視点

<p>1. 携帯電話等の貸与状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与は適切に行われているか。 	<p>【調査対象年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度
<p>2. 携帯電話等の利用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約通信容量は過大になっていないか。 	<p>【調査対象先数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府省等 43先 ・地方支分部局等(※) 363先 計406先 ※事務所等出先機関を含まない。
<p>3. 携帯電話等の契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある調達が行われているか。 ・端末の購入費用は高額になっていないか。 	

③調査結果及びその分析

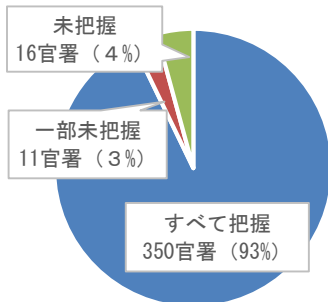
1. 携帯電話等の貸与状況について

令和2年度末時点における406官署の携帯電話等(※1)の総保有台数は36,814台であり、調査対象の92.9%に当たる377官署が携帯電話等を保有していた。

また、令和2年度中に支払われた携帯電話等に係る経費の総額は約1,089百万円、1台当たりの経費は平均で約30千円であった。
このうち、令和2年度中に1度も貸与されなかったのは約2,000台あり、また、27官署は保有する携帯電話等の貸与の状況を一部または全部把握していなかった。【図1】

※1 職員個人の携帯電話にビジネス用番号を付与するサービスの利用を含む。

【図1】貸与の把握状況 (n=377)



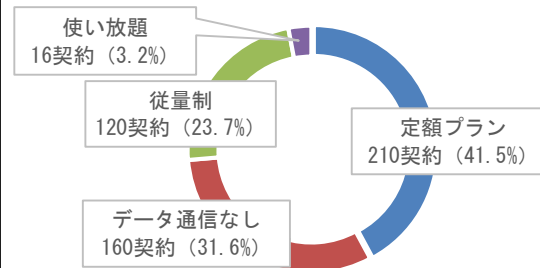
2. 携帯電話等の利用状況について

令和2年度に購入又はリース等により新規に契約した携帯電話等は約8,000台であり、このうち抽出した506契約の通信プランの内訳は、定額プランが210契約(41.5%)、データ通信なしが160契約(31.6%)、従量制プランが120契約(23.7%)、使い放題プランが16契約(3.2%)であった(※2)。【図2】

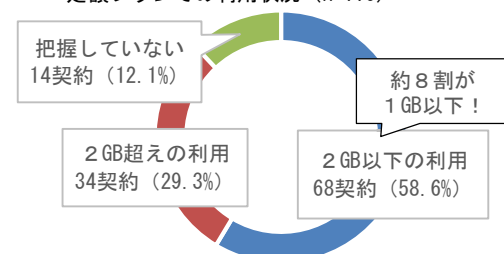
実際の利用状況について、使い放題又は4GB以上の定額プランを抽出して確認したところ、該当の契約は116件あり、そのデータ通信量が最も多い月であっても2GB以下の利用であったものが68契約(58.6%)みられたほか、データ通信量を把握していないものも14契約(12.1%)あった。

また、2GB以下の利用のうち54契約(79.4%)は1GB以下の利用であった。【図3】
※2 令和2年度に契約プランを変更したものは変更後の契約プランで整理している。

【図2】契約通信プランの内訳 (n=506)



【図3】使い放題又は4GB以上の定額プランでの利用状況 (n=116)



総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (37) 携帯電話等に係る経費

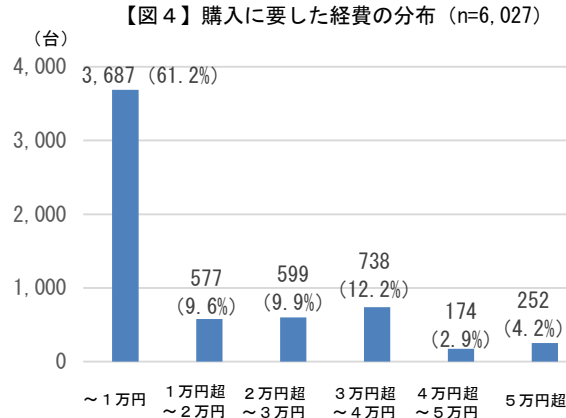
③調査結果及びその分析

3. 携帯電話等の契約状況について

(1) 携帯電話端末の購入に要した経費

令和2年度に購入された携帯電話端末6,027台について、携帯電話端末の購入に要した経費の分布をみると、最も多い分布が1万円以下で購入されたもので全体の6割以上を占める3,687台（61.2%）、次いで3万円超～4万円以下で購入されたもので738台（12.2%）となっていた。

その一方で、5万円を超える携帯電話端末を購入しているものも252台（4.2%）あるなど、各官署によって携帯電話端末の購入に要する経費にばらつきがみられた。【図4】

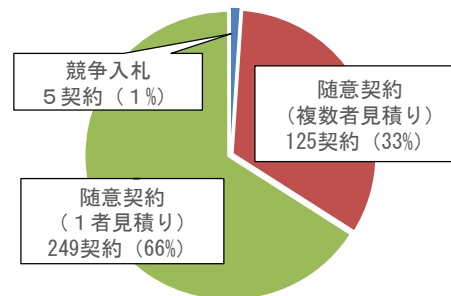


(2) 契約方式

上記の6,027台について、抽出した379契約をみると、競争入札で調達した場合は1台当たりの購入経費で5万円を超える契約がない一方で、複数者見積りの随意契約では11契約（8.8%）、1者見積りの随意契約では40契約（16.1%）が1台当たり5万円を超えたものとなっており、競争性の高い契約方式のほうが安価に携帯電話端末を調達している状況がみられた。

また、調達にあたっての契約方式の割合を確認したところ、約7割に当たる249契約が1者見積りの随意契約で行われており、競争性が確保されていない。【図5】

【図5】契約方式（n=379）



○ 予算決算及び会計令

第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(3) 各官署における調達の工夫等

携帯電話等の調達に当たっては、以下の取組みを行うなどして経費の削減等に取り組んでいる官署もみられた。

- i) 携帯電話端末の購入費用や基本料金を削減するため、職員個人の携帯電話に公用の番号を付与するサービスを活用している官署
- ii) 携帯電話の利用目的を踏まえ、最低限のスペックを検討し、該当する機種の中から最も安価な機種を選定している官署
- iii) 同じ機種の携帯電話であっても、各社で価格が異なるため、必ず複数者から見積りを取るよう徹底している官署
- iv) 個別に調達せず、本府省庁や部局等の契約担当部署が一括調達することで安価になるようにしている官署
- v) 多数ある契約電話の更新時に、まとめて一般競争入札を実施し、価格競争を促すようにしている官署

④今後の改善点・検討の方向性

1. 携帯電話等の貸与状況について

携帯電話等の貸与に当たっては、貸与の状況を把握したうえで、必要性を精査し、不要なものについては保有台数を削減すること。

また、貸与する場合は、貸与状況を踏まえて、必要な者に適切に貸与すること。

2. 携帯電話等の利用状況について

携帯電話等の利用に当たっては、その利用目的及びデータ通信の利用状況を踏まえ、適切な契約通信容量となるように見直しを図るべき。

3. 携帯電話等の契約状況について

携帯電話等の契約に当たっては、1者見積りの随意契約としている場合は、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の向上に努めるとともに、携帯電話等の利用目的を踏まえつつ、他官署の購入額抑制に向けた工夫を参考にして調達価格の低減に取り組むべき。

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(38) 業務用車に係る経費			調査対象 予 算 額	【参考】 令和2年度（調査対象実績額）：1,225百万円の内数 ※調査対象先からの報告額を積み上げ			
府省名	各府省	会計	一般会計 特別会計	項	—	調査主体	共同	
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	(福岡財務支局)	

①調査事案の概要

【事案の概要】

各官署は、購入またはリース等により業務用車を配置しており、その維持のために、車検や点検等の費用も毎年支出している。

（本調査は、平成25年度予算執行調査「業務用車の稼働状況等」及び平成28年度予算執行調査「官用車の維持費等」のフォローアップ調査として実施。）

※調査対象車両

各官署の保有する車両のうち、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第13条に規定する自動車登録番号の自動車の種別及び用途による分類番号が3、4・6、5・7ではじまるものであって、「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議）において定義される公用車を除くもの

ナンバー 区分	自動車の範囲
3	人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車
4・6	貨物の運送の用に供する小型自動車
5・7	人の運送の用に供する小型自動車

【これまでの調査結果（平成25、28年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- ・ 利用が低調な車両は、他の車両との集約化等を検討すべき。また、軽自動車への切替えが可能な車両については、車両更新時に確実に切り替えるべき。
- ・ 車検や定期点検の契約では、極力複数者から見積りを取り経費の削減に向けた努力をすべき。また、一括調達の実施の可否を早急に検討すべき。

反映の内容等

- ・ 車両台数の削減や軽自動車への切替えにより、車両維持費の削減を図った。
- ・ 一般競争入札・複数見積りによる随意契約とすることで経費の削減を図った。

②調査の視点

1. 業務用車の稼働状況について

稼働率の低い業務用車は存在しないか。

2. 業務用車の規格について

排気量等の規格は、必要性を踏まえた効率的なものとなっているか。

3. 車検・法定点検等の調達における効率性について

車検・法定点検等の調達において、競争性が確保されているか。また、スケールメリットを活かした調達がなされているか。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

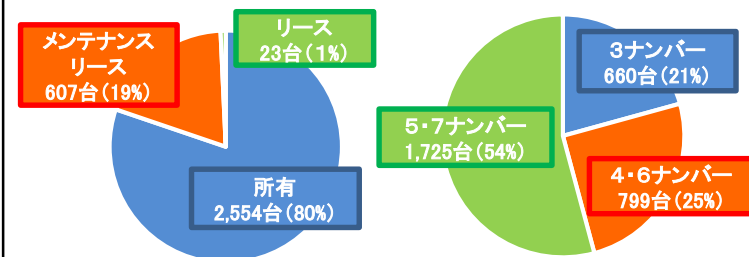
本府省等 : 43先
地方支分部局等 : 363先 (※)
計 : 406先
※事務所等出先機関を含まない。

③調査結果及びその分析

1. 業務用車の稼働状況について

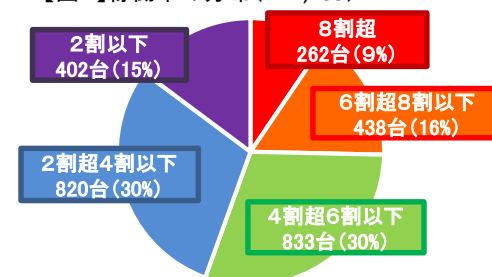
令和2年度においては、406官署中351官署で3,184台の業務用車が保有されており、保有形態と車両ナンバーの内訳は【図1】【図2】のとおりとなっていた。

【図1】保有形態の分布 (n=3,184) 【図2】ナンバー区分の分布 (n=3,184)



このうち、通年保有されている2,755台について、その稼働率（稼働日数/営業日数242日）を確認したところ、【図3】のとおりとなっており、稼働日数が少ない車両についてみると、稼働率が2割（およそ週1回の稼働を下回る割合）以下の車両は134官署で402台（15%）認められた。また、稼働率が2割以下の車両の中には、令和2年度中に一度も稼働していない車両も2台存在した。

【図3】稼働率の分布 (n=2,755)



総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (38) 業務用車に係る経費

③調査結果及びその分析

2. 業務用車の規格について

排気量と年間保有コストの関連性について確認したところ、排気量が少ない車両ほど年間保有コストは安価となっていた。（※1）【図4】

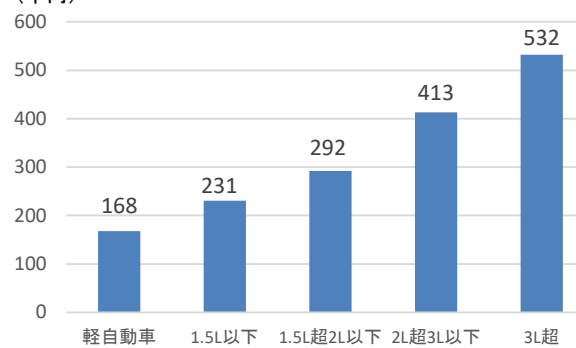
なお、排気量別の車両構成台数は、軽自動車^①が200台（9%）、1.5L以下^②が982台（43%）、1.5L超2L以下^③が896台（40%）、2L超3L以下^④が161台（7%）、3L超^⑤が20台（1%）であった。

※1 年間保有コスト＝車両取得価格年割額（リース・メンテナンスリースの場合にはリース料年額）＋車両整備等費用

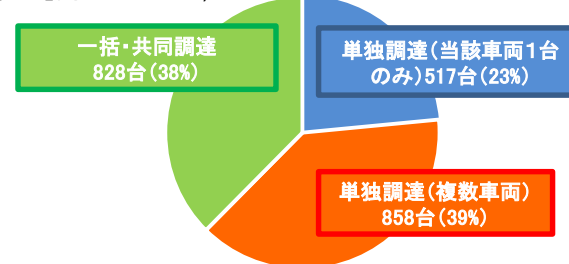
対象車両（※2）2,259台のうち、次期車両への更新時に、軽自動車への切替の検討余地がある車両が229台、軽自動車以外の小排気量車両への切替の検討余地がある車両が180台あることが確認された。

※2 令和2年度に通年保有された車両から、特殊装備のある車両、CEV車両及び年間保有コストが不明な車両を除いたものを対象としている。

【図4】排気量別の年間保有コストの平均

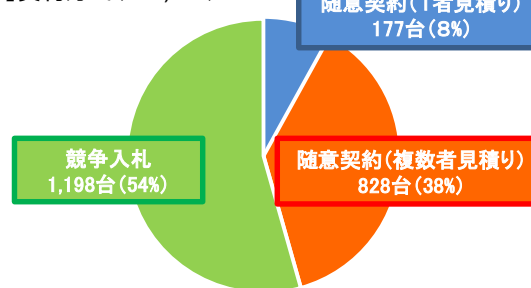


【図5】調達方法 (n=2,203)



※ 一括・共同調達とは、他官署と共同して調達を行うこと。また、自官署内で事務所等出先機関も含めて一括して調達を行うこと。

【図6】契約方式 (n=2,203)



3. 車検・法定点検等の調達における効率性について

(1) 調達方法

令和2年度に車検・法定点検等を実施した254官署の車両2,203台について、車検・法定点検等の契約にあたって、スケールメリットを活かした調達となっているか確認したところ、当該車両1台のみでの単独調達としている車両が121官署で517台（23%）あった。【図5】

また、上記の121官署における令和2年度の業務用車の保有状況については、保有している業務用車が当該車両1台のみとなっていたのは18官署のみで、他の103官署では2台以上の業務用車を保有していたものの、1台ごとの契約となっていた。

(2) 契約方式

同様に、令和2年度に車検・法定点検等を実施した車両2,203台について、車検・法定点検等に係る契約を確認したところ、9割以上の車両では、競争入札または複数者見積りの随意契約となっていた一方で、177台（8%）の車両では1者見積りの随意契約で競争性が確保されていなかった。【図6】

○ 予算決算及び会計令

第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 業務用車の稼働状況について

稼働率の低い車両については、車両を保有する必要性の有無を改めて検討すべき。

2. 業務用車の規格について

小排気量車両への切替の検討余地がある車両については、次期車両への更新時に、保有コスト削減の観点からその是非を検討すべき。

また、他の車両においても、更新の際には、排気量等の規格について、その必要性を精査すべき。

3. 車検・法定点検等の調達における効率性について

車検・法定点検等の契約にあたっては、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。特に複数台の車両を保有する官署では、契約の集約化を検討すべき。

また、1者見積りの随意契約としてしている場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の向上に努めるべき。

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(39) 議事録等作成業務に係る経費		調査対象 予算額	【参考】令和2年度（調査対象実績額）：316百万円 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	項	—	調査主体	共同
組織	—		目	—	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

各府省は、記者会見、審議会、講演会などの議事録等の作成を必要に応じ反訳の専門業者に依頼している。また、一部の官署では、必要に応じて議事録作成支援ツールを導入し、議事録等の作成を効率的に進めている。

なお、議事録等の作成については、「速記反訳方式」と「音声反訳方式」がある。(※)

(※)「速記反訳方式」は、会議等の現場に派遣された速記者が速記符号等により記録を取り、作成する方法であり、「音声反訳方式」は、会議等の音声記録（テープ等）から作成する方法。

(本調査は、平成29年度調査のフォローアップ調査として実施。)

【前回の調査結果（平成29年度の概要）】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 専門業者への発注について

専門業者への契約発注について、従来からの経緯にとらわれず検討すべき。

2. 議事録等の作成について

①作成方式

作成方式については、速記反訳の方が単価が高額になっていることから、安価な音声反訳への切替えを検討すべき。

②延長時間に係る支払条件

延長時間については、会議の実態に即して適切な時間とするほか、単位未満の時間に料金が発生しないよう工夫すべき。

3. 契約方法について

共同調達や一括調達は、単独調達と比べ、安価な料金となる可能性があり、共同調達又は一括調達の実施を検討すべき。

反映の内容等

・議事録作成が必要な案件によって、音声反訳への切替えの可能性について検討を進める。

・利用実績を踏まえ、契約内容を見直すことにより、経費の削減を図った。

・共同調達や一括調達の可能性について検討を進める。

②調査の視点

1. 議事録等作成業務委託

- (1) 納入期限による契約単価の差はどの程度か。
- (2) 利用実績に応じた契約となっているか。
- (3) 競争性のある契約が行われているか。
- (4) スケールメリットを活かした調達が行われているか。

2. 議事録作成支援ツール

- (1) 議事録作成支援ツールの利用状況及び導入効果はどの程度か。
- (2) 競争性のある契約が行われているか。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象】

本府省庁：43官署

地方支分部局：363官署(※)

計：406先

※事務所等出先機関を含まない。

③調査結果及びその分析

1. 議事録等作成業務委託

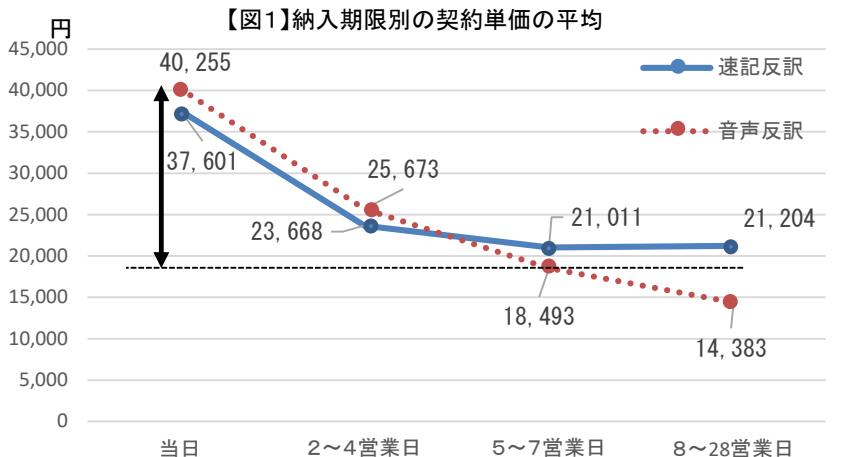
(1) 納入期限別の契約単価の差

令和2年度に議事録等作成業務を委託していた官署は、全406官署のうち113官署(27.8%)であった。

これら113官署において締結された契約件数280件のうち、「単価契約」は138件であり、「総価契約」は142件であった(※1)。

単価契約138件の内容を確認したところ、60分当たりの契約単価を納入期限別にみると、速記反訳、音声反訳ともに納入期限が当日の場合は、5営業日以上の日数を確保した場合と比べて単価が2倍程度高くなっていた。【図1】

※1 単価契約は、単価のみをあらかじめ取り決め、その給付の実績数量により算出した金額を支払うものであり、総価契約は単価、数量及び契約金額を確定した上で締結するもの。



(2) 契約内容

①総価契約における減額精算条項

総価契約142件の内容を確認したところ、当初の予定時間に満たない場合、利用実績に応じた契約となるよう、あらかじめ減額精算条項(※2)を定めていないものが約8割(112件)もみられた。

※2 支払うべき金額の確定に関する条項として、実際の作業時間が予定時間に満たない場合に、実績に応じた料金に算出しないもの。

総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (39) 議事録等作成業務に係る経費

③調査結果及びその分析

1. 議事録等作成業務委託

(2) 契約内容

②単価契約における延長料金の単位時間未満の取扱い

令和2年度の単価契約138件のうち有効回答のあった112件において、延長料金の1単位当たりの時間数に端数が生じた場合、端数処理を切上げ、切捨て、その他(※3)のいずれの方法によるか確認したところ、切上げが79件(70.5%)、切捨てが15件(13.4%)、その他が18件(16.1%)であった。【表1】

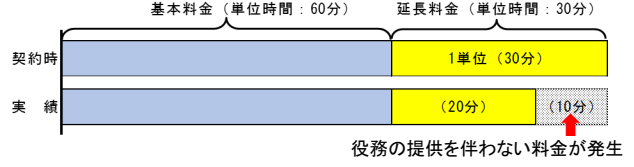
また、このうち、切上げ又はその他となっている契約については、役務の提供を伴わない料金が生じ得るものであった。【図2】

※3 「その他」は、七捨八入、十四捨十五など切上げ又は切捨てに該当しないもの。

【表1】延長料金の単位時間未満の取扱い (n=112)

	速記反訳	音声反訳	合計
切上げ	36件	43件	79件
切捨て	4件	11件	15件
その他	7件	11件	18件

【図2】役務の提供を伴わない料金が発生している例

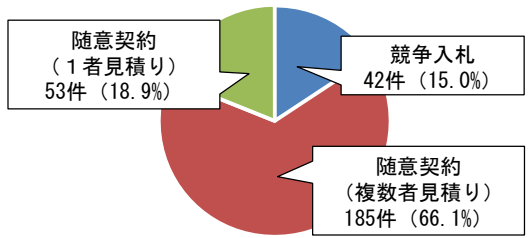


(3) 契約方式

113官署における280件の議事録等作成業務に係る契約を確認したところ約8割に当たる227件が競争入札または複数者見積りの随意契約であったが、一方で、53件(18.9%)の契約は1者見積りの随意契約であり、競争性が確保されていなかった。【図3】

○ 予算決算及び会計令 第99条の6 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

【図3】契約方式 (n=280)



(4) 調達方法

上記280件の議事録等作成業務に係る契約について、スケールメリットを活かした調達となっているか確認したところ、本府省庁の官署では115件(81.6%)、地方支分部局の官署では135件(97.1%)が単独調達であり、スケールメリットを活かした調達となっていなかった。【表2】

【表2】調達方法別の契約件数 (n=280)

		調達方法	契約件数			調達方法	契約件数
本府省庁	単独調達	115件 (81.6%)	地方支分部局	単独調達	135件 (97.1%)		
	一括調達	1件 (0.7%)		一括調達	2件 (1.4%)		
	共同調達	25件 (17.7%)		共同調達	2件 (1.4%)		
小計	-	141件 (100.0%)	小計	-	139件 (100.0%)		

※ 一括調達とは、自官署内で事務所等出先機関分も含めて一括して調達を行うこと。また、共同調達とは、他官署と共同して調達を行うこと。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 議事録作成等業務委託

(1) 納入期限別の契約単価の差
納入期限については、作業日数を長く設定することで契約料金をより安価に抑えることができる傾向にあるため、適切な納入期限の設定を検討すべき。

(2) 契約内容
①総価契約における減額精算条項
会議の実施状況等を踏まえた上で、無駄な支出を防ぐことができるものについては、減額精算条項を付すことを検討すべき。

②単価契約の場合の端数処理方法
端数処理方法については、役務の提供を伴わない料金の発生を防ぐよう契約上の条件の工夫を行うべき。

(3) 契約方式
やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者への見積り依頼を徹底するなど、調達にあたっては競争性の確保を図るべき。

(4) 調達方法
共同調達や一括調達など、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。

総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (39) 議事録等作成業務に係る経費

③調査結果及びその分析

2. 議事録作成支援ツール

(1) 議事録作成支援ツールの利用状況及び導入効果

①利用状況

令和2年度に議事録作成支援ツール（※4）を利用したのは14官署あり、うち本府省庁が11官署、地方支分部局が3官署であった。【図4】実際の利用状況を見ると、50回の会議等で利用予定のものが200回を超える会議等で利用されたものや、30時間の利用を見込んでいたものが100時間を超える利用となったものなど、当初の見込みを大きく上回る利用となっているのがみられた。

その一方で、当初の見込みの6割程度にとどまったものや、利用実績が把握されていないものもみられた。

※4 AIの音声自動認識機能などを用いて、会議等の音声を自動でテキスト化し、議事録等を作成するツール。

②導入効果

議事録作成支援ツールを導入した14官署のうち9官署では、職員に対して業務時間の削減効果をアンケートするなどの効果検証をしていた一方で、5官署では効果検証を行っていなかった。【図5】

なお、職員に対して導入効果を確認するアンケート等を実施した結果として、【表3】に掲げる意見等がみられた。

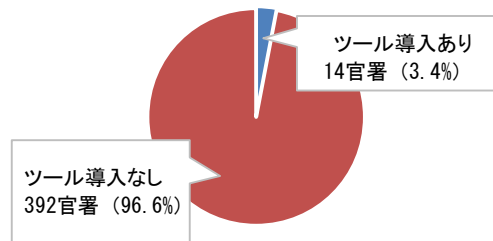
【表3】 議事録作成支援ツールの導入に係るアンケート等の結果

- ・ 議事録作成に要する時間が平均で1時間ないし1時間30分短縮することができた。
- ・ ツールの導入により、約8割の職員が30分以内に議事録概要等を作成できるようになった。
- ・ 若干の誤変換はあるが、短時間で内容を共有することができるので有益である。
- ・ ツールの導入により、6～8割程度が文字化される一方で、職員による修正作業にも時間を要することがあった。

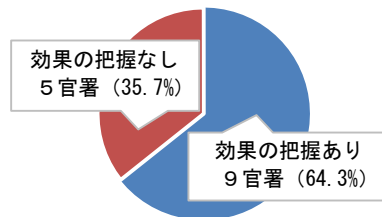
(2) 契約方式

令和2年度に議事録作成支援ツールを導入した16契約について、半数以上（56.3%）は競争入札又は随意契約（複数者見積り）となっていた一方で、7契約（43.8%）では1者見積りの随意契約となっており、競争性が確保されていなかった。【図6】

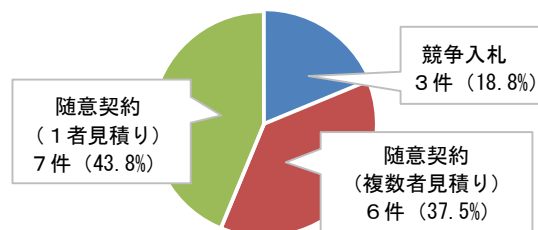
【図4】 議事録作成支援ツールの導入状況（n=406）



【図5】 導入効果の把握状況（n=14）



【図6】 契約方式（n=16）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 議事録作成支援ツール

(1) 議事録作成支援ツールの利用状況及び導入効果

議事録作成支援ツールの導入を検討している官署は、導入官署のアンケート等の結果を参考にする一方で、利用実績が低調になり無駄な支出となる可能性もあることから、利用見込みを踏まえたうえで、導入の検討を図るべき。

また、既に導入している官署は、利用実績や導入効果を把握するなどして必要性を精査するとともに、利用にあたっては更なる活用促進を図るべき。

(2) 契約方式

やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者への見積り依頼を徹底するなど、調達にあたっては競争性の確保を図るべき。